

第2期すくすく早島  
子ども・子育て応援プラン  
(第2期早島町子ども・子育て支援事業計画)



令和2年3月  
早島町



# はじめに

近年、子育てを取り巻く環境は、少子高齢化による核家族化の進展、地域におけるコミュニティ意識の希薄化や経済的に困難な状況にある世帯における貧困の問題などにより、その環境も大きく変化しています。

このような中、国では、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」に基づく、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から開始されることになりました。

このことにより、市町村の権限と責任が大幅に強化され、幼児期の教育・保育事業及び子ども子育て支援事業の量の見込みや確保方策を定める「子ども・子育て支援計画」の策定が義務付けられました。

本町におきましては、この度同法に基づき「第2期すくすく早島 子ども・子育て応援プラン」を策定いたしました。本計画では「一人ひとりの子どもが心豊かに育つことのできるまち」、「親が安心して子どもを生み育て、家庭の育てる力を支えるまち」、「地域全体で子育てと親育ちを支えることのできるまち」、「すべての子どもの健やかな成長を守るまち」を基本目標とし、世代を担うすべての子どもたちが心身ともに健やかに育つことのできるまち早島の実現を目指してまいりたいと考えていますので、今後とも町民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりにになりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました早島町子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査等にご協力いただきました町民の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和2年3月



早島町長 中川 真寿男



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景 .....	2
2 計画策定の趣旨 .....	3
3 計画の位置付け .....	4
4 計画の期間 .....	4
5 計画の策定体制 .....	5
<b>第2章 早島町の子どもと家庭の現状・課題</b> .....	<b>6</b>
1 早島町の状況 .....	7
2 アンケート調査結果からみえる現状 .....	17
3 数値目標評価一覧 .....	31
4 早島町の子どもと家庭を取り巻く課題 .....	36
<b>第3章 計画の基本理念、基本目標</b> .....	<b>41</b>
1 基本理念 .....	42
2 基本目標 .....	43
3 計画の体系図 .....	45
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>46</b>
基本目標Ⅰ 一人ひとりの子どもが心豊かに育つことのできるまち .....	47
基本目標Ⅱ 親が安心して子どもを生き育て、家庭の育てる力を支えるまち .....	71
基本目標Ⅲ 地域全体で「子育て」と「親育ち」を支えることのできるまち .....	85
基本目標Ⅳ すべての子どもの健やかな成長を守るまち .....	95
数値目標 .....	109

<b>第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策</b> .....	<b>110</b>
1 教育・保育提供区域の設定 .....	111
2 人口の見込み .....	112
3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育 .....	113
4 地域子ども・子育て支援事業 .....	118
5 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進 .....	132
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	132
<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>133</b>
1 施策の実施状況の点検 .....	134
2 国・県等との連携 .....	135
<b>参考資料</b> .....	<b>136</b>
1 早島町子ども・子育て会議条例（抜粋） .....	137
2 早島町子ども・子育て会議委員名簿 .....	138
3 子ども・子育て会議の開催経過 .....	139
4 用語解説 .....	140



# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術が進展しており、学校や学びのあり方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このように社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかしながら、25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成 30 年 4 月時点の全国の待機児童数は 1 万 9,895 人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成 29 年 6 月に『子育て安心プラン』を公表し、平成 30 年度から令和 4 年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年 9 月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

## 2 計画策定の趣旨

本町では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 27 年 3 月に『早島町子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

このような中、平成 27 年に策定した改訂第 4 次早島町総合計画では、目指すまちの姿「やさしさと希望にみちたまち 早島」の実現に向けての 5 つの基本方針のもと、まちづくりの目標を設定し、そのうち「地域とともに学び育む次代を担う人づくりのまち」と「心豊かにいきいきと暮らせるやすらぎのまち」を掲げ、子どもたちが自らの夢や目標を実現していく力を身につけられる学校教育や、若い世代が安心して子どもを産み育てることができるまちを目指しています。

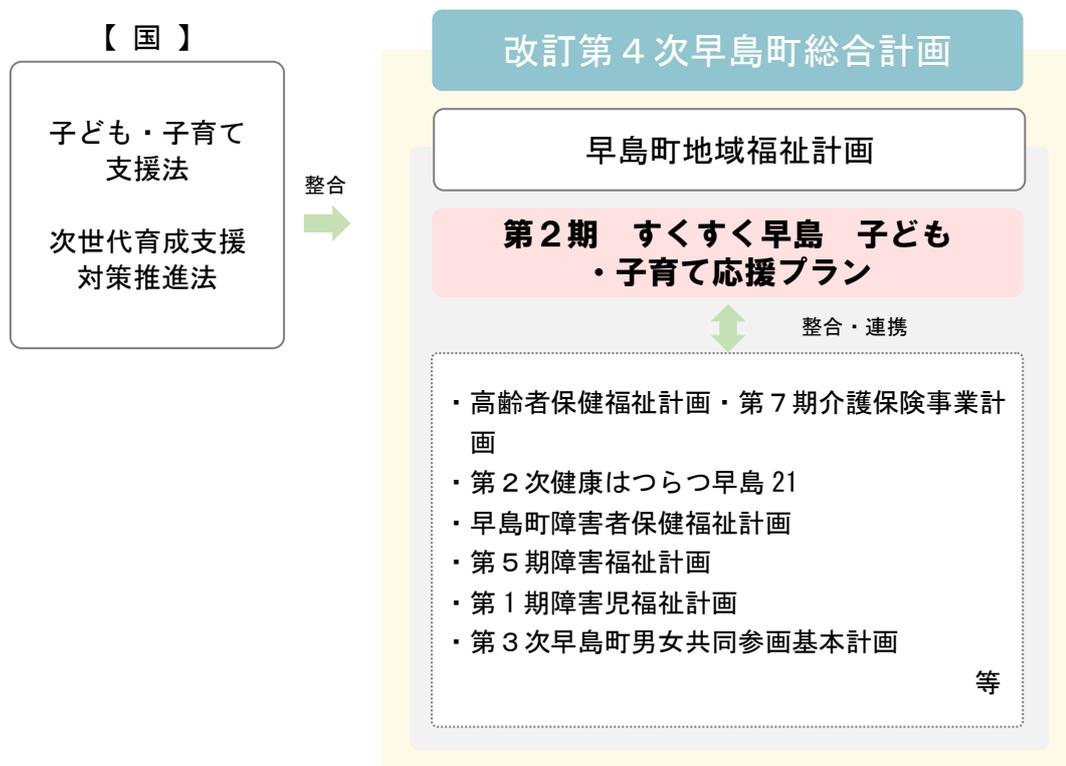
本町では、「子どもの最善の利益」が実現する社会を目指し、次代を担うすべての子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう取組を進めており、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援事業の充実や、保育園の待機児童の解消等、子育て家庭を支援しています。

この度、平成 27 年 3 月に策定した『すくすく早島 子ども・子育て応援プラン』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第 2 期すくすく早島 子ども・子育て応援プラン』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、子どもや子育て中の保護者に対して切れ目のない支援を行い、子育て環境の充実を目指していきます。

### 3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、第4次早島町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けます。



### 4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期 すくすく早島 子ども・子育て応援プラン				

## 5 計画の策定体制

### (1) 町民ニーズ調査の実施 ●●●●●●●●

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

#### ① 調査対象

早島町在住の就学前児童の保護者、小学生児童の保護者全員を対象に実施しました。

#### ② 調査期間

平成31年1月31日から平成31年2月18日

#### ③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	園、学校による配布・回収 (一部郵送による配布・回収)	640通	459通	71.7%
就学児童の保護者	園、学校による配布・回収 (一部郵送による配布・回収)	617通	445通	72.1%

### (2) 早島町子ども・子育て会議による審議 ●●●●●●●●

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「早島町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

### (3) パブリックコメントの実施 ●●●●●●●●

令和元年12月～令和2年1月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



## 第2章

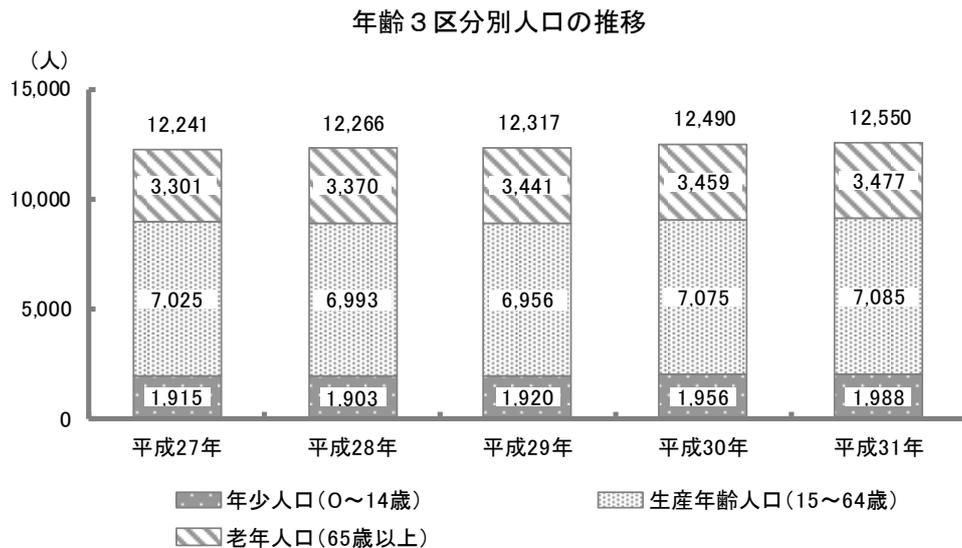
# 早島町の子どもと家庭の 現状・課題

# 1 早島町の状況

## (1) 人口の状況

### ① 年齢3区分別人口の推移

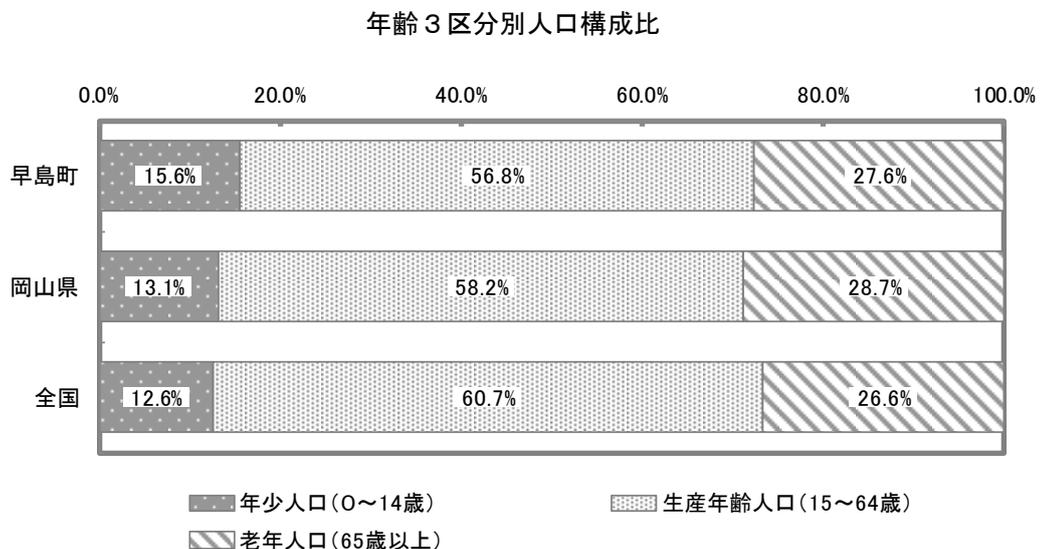
本町の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年で12,550人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると年少人口（0～14歳）及び、老年人口（65歳以上）ともに増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### ② 年齢3区分別人口構成比

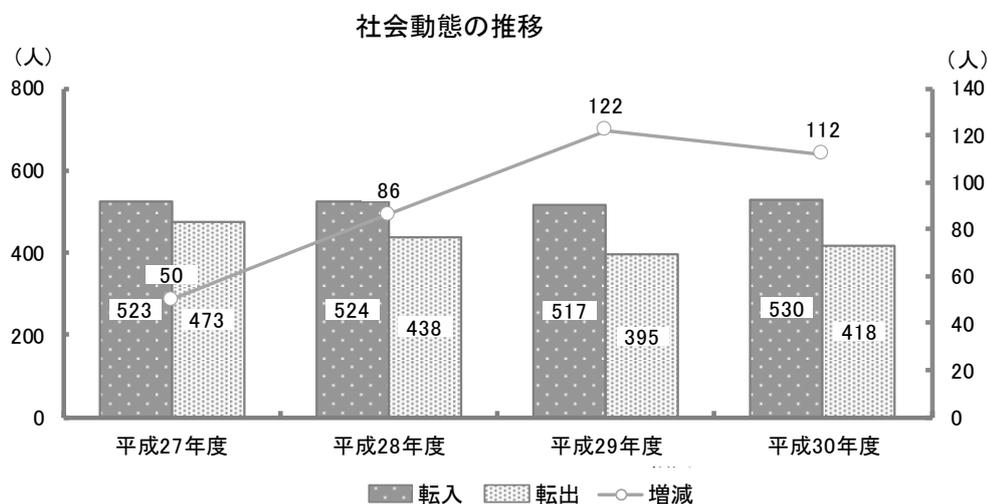
本町の人口構成比をみると、年少人口は全国・県よりは高いものの、生産年齢人口は全国・県よりも低くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

### ③ 社会動態の推移

本町の社会動態の推移をみると、転入が転出を上回っており、平成30年では転入者は530人、転出者は418人で、112人増加しています。

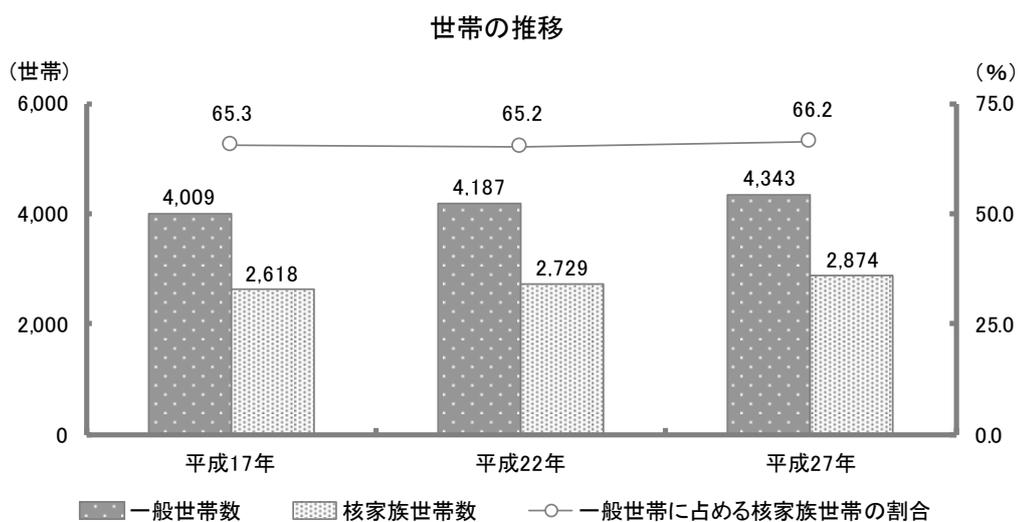


資料：人口動態統計

## (2) 世帯の状況 ●●●●●●●●

### ① 一般世帯・核家族世帯の推移

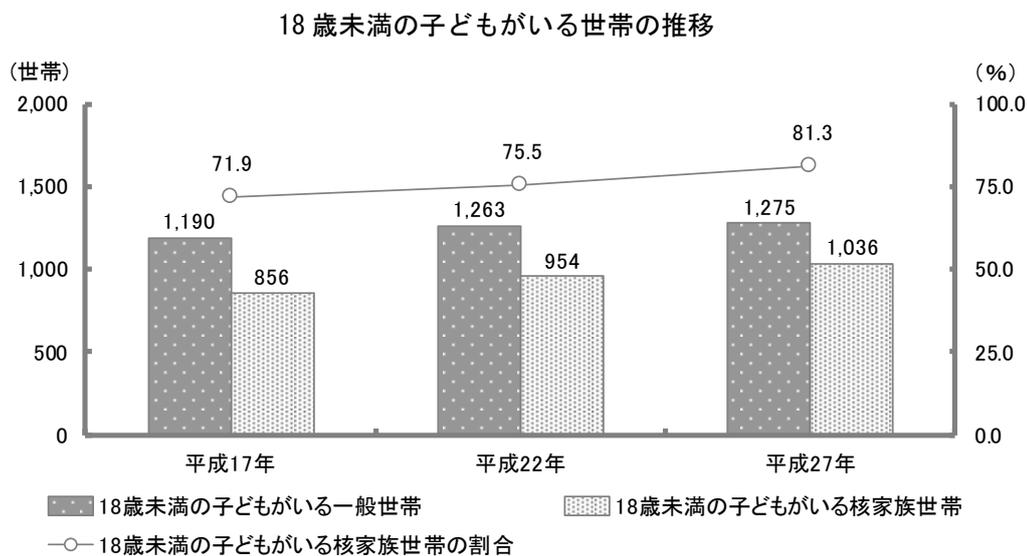
本町の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で2,874世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合も増加しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

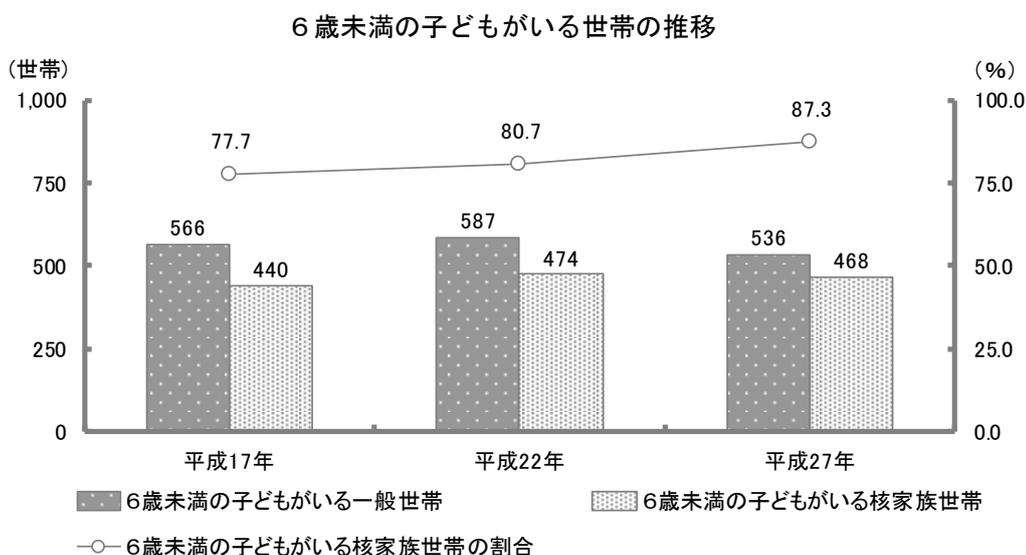
## ② 18歳未満の子どもがいる世帯の推移

本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27年で1,275世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯及び、核家族世帯の割合も増加しています。



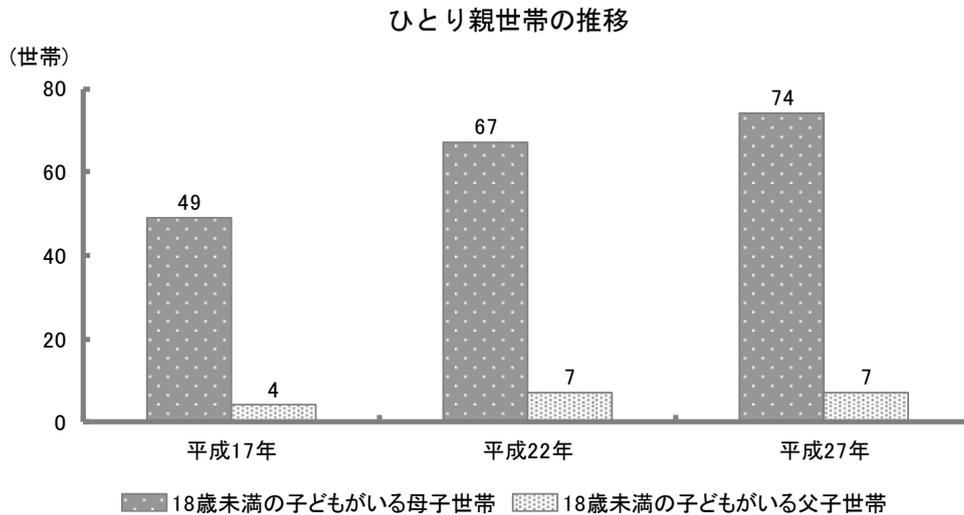
## ③ 6歳未満の子どもがいる世帯の推移

本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は平成17年から平成22年にかけて増加し、その後減少して平成27年で536世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯については、平成22年から減少しています。



#### ④ ひとり親世帯の推移

本町の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で74世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯も増加傾向にあり平成27年で7世帯となっています。

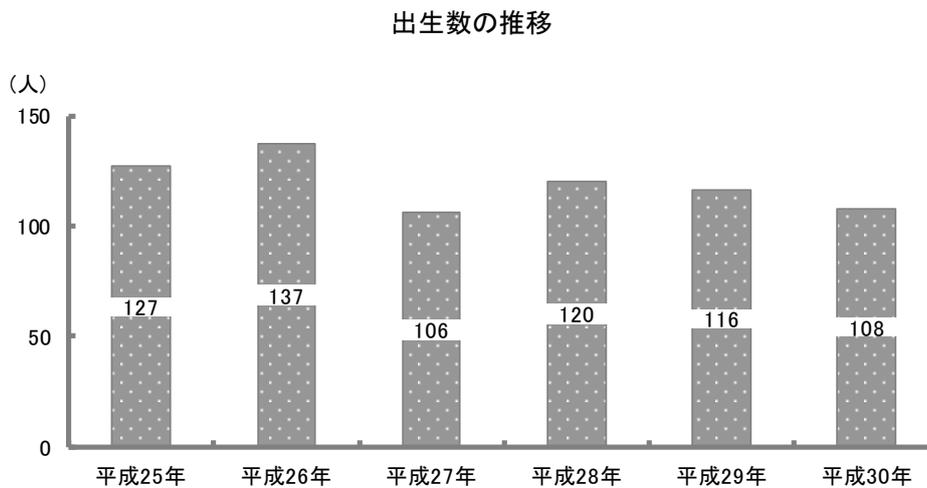


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### (3) 出生の状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

#### ① 出生数の推移

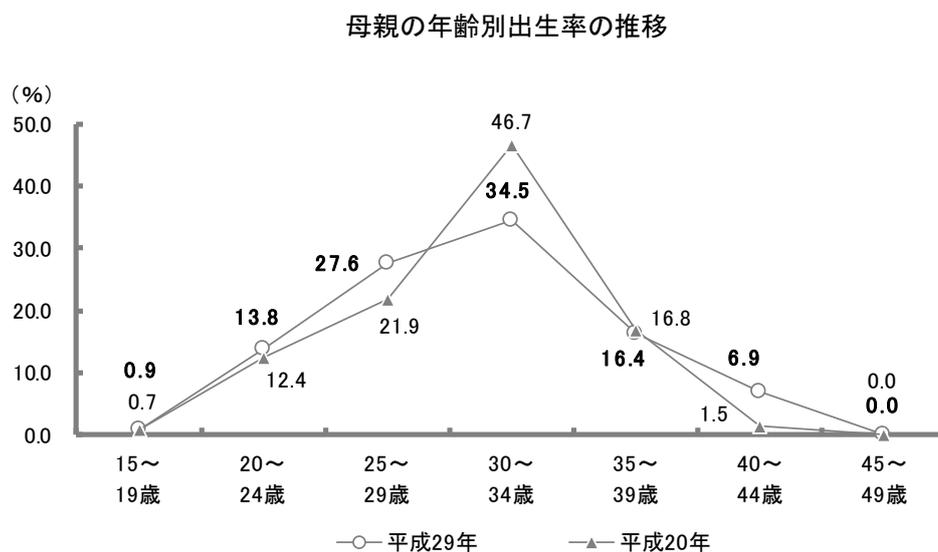
本町の出生数は増減を繰り返しており、平成30年で108人となっています。



資料：各都道府県人口動態統計

## ② 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本町の母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20歳～29歳の割合が増加していることから、子育て世代の流入が多く、20歳～29歳の出生率が高くなっていると考えられます。

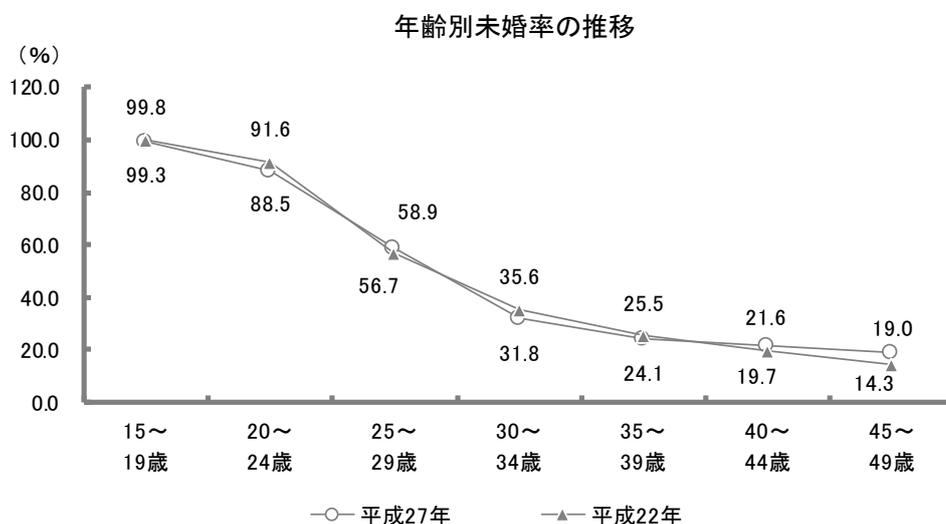


資料：厚生労働省 人口動態統計

## (4) 未婚・結婚の状況 ●●●●●●●●

### ① 年齢別未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年と平成27年で同じような傾向となっています。

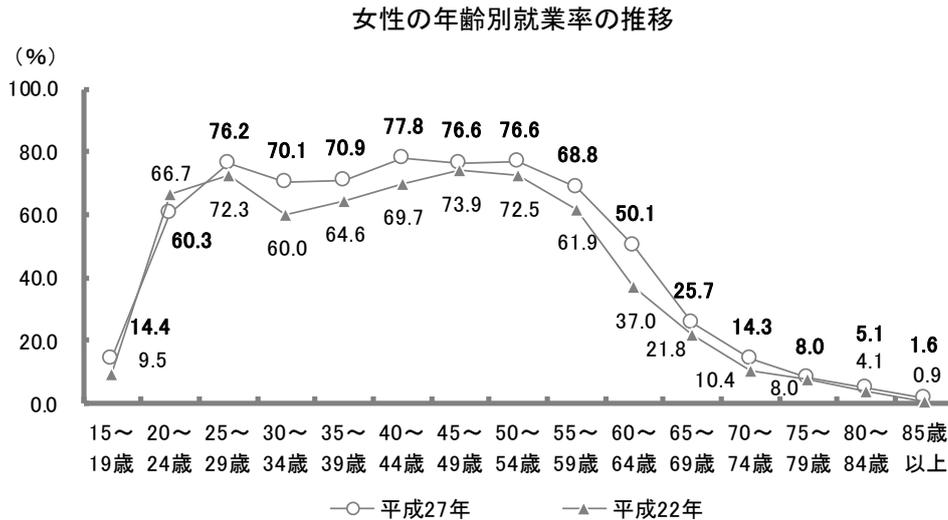


資料：国勢調査

## (5) 就業の状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

### ① 女性の年齢別就業率の推移

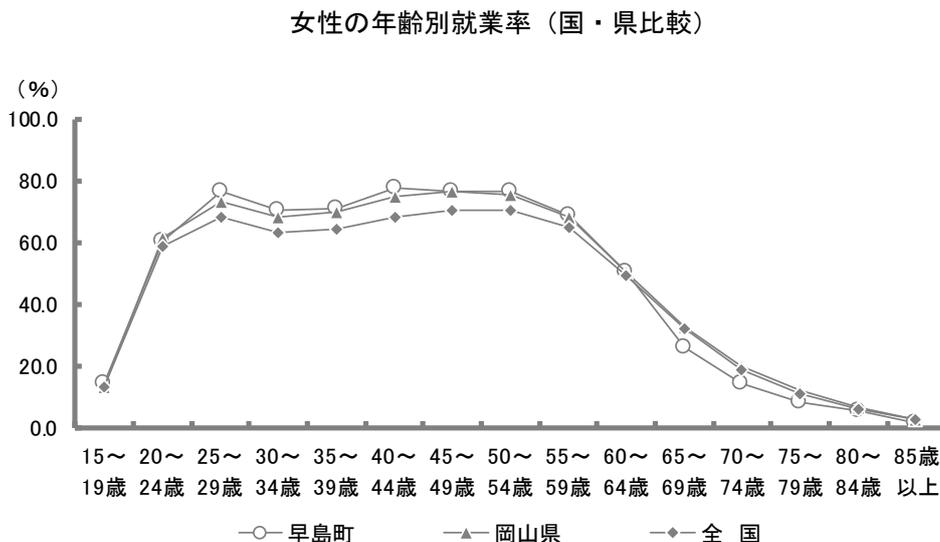
本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい25～30歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### ② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本町の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、25歳～59歳で全国、県より高く、65歳以上では低くなっています。

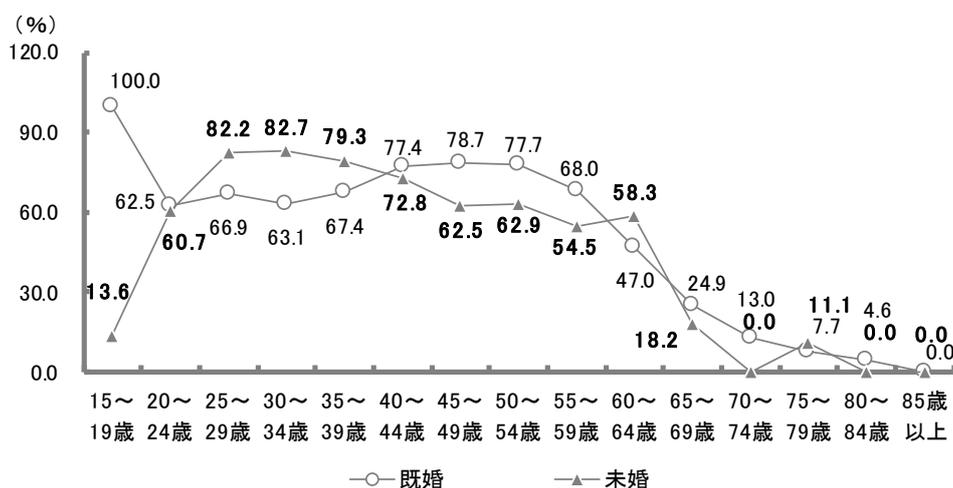


資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

### ③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本町の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）



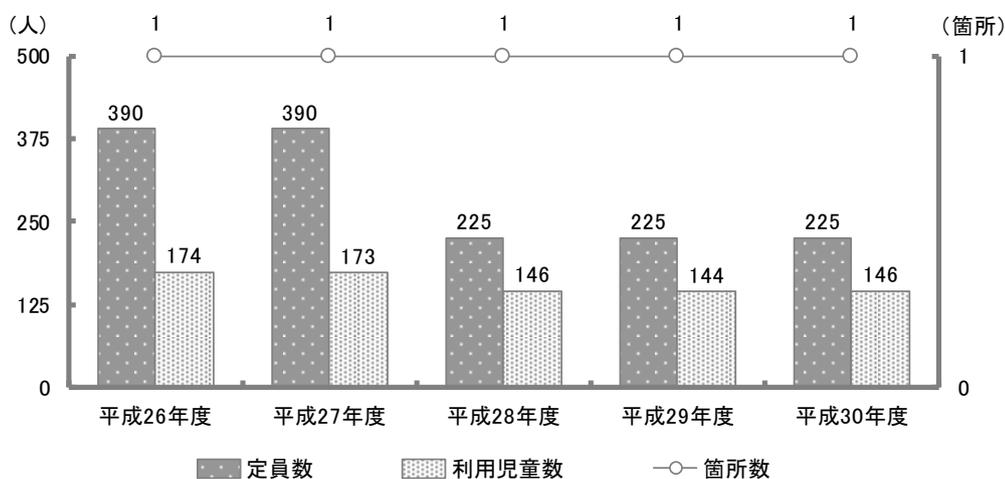
資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

## （6）教育・保育サービス等の状況 ●●●●●●●●

### ① 幼稚園の状況

本町の幼稚園の状況をみると、定員数・利用児童数ともに減少傾向となっており、平成30年度で利用児童数は146人となっています。

幼稚園の状況（3月31日現在）

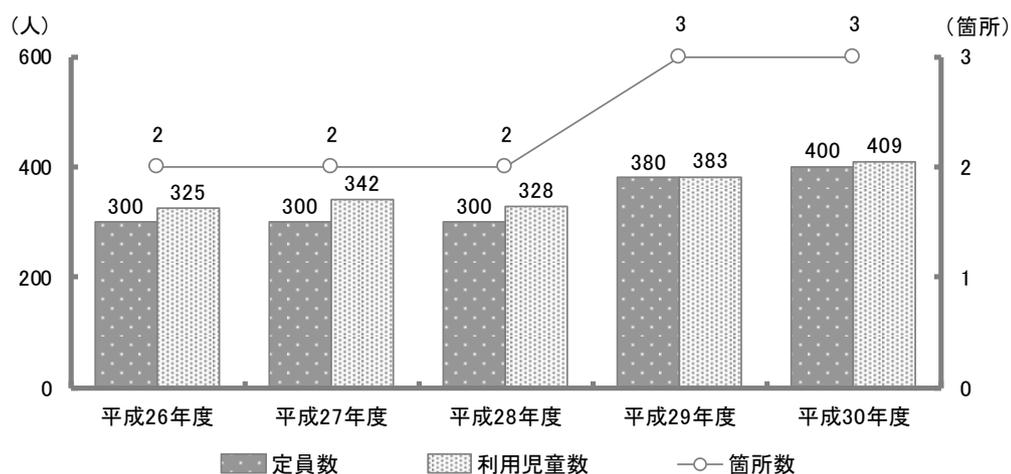


資料：町の統計

## ② 保育園の状況

本町の保育園の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに増加傾向にあり、平成30年度で定員数400人と利用児童数409人となっています。

保育園の状況(4月1日現在)

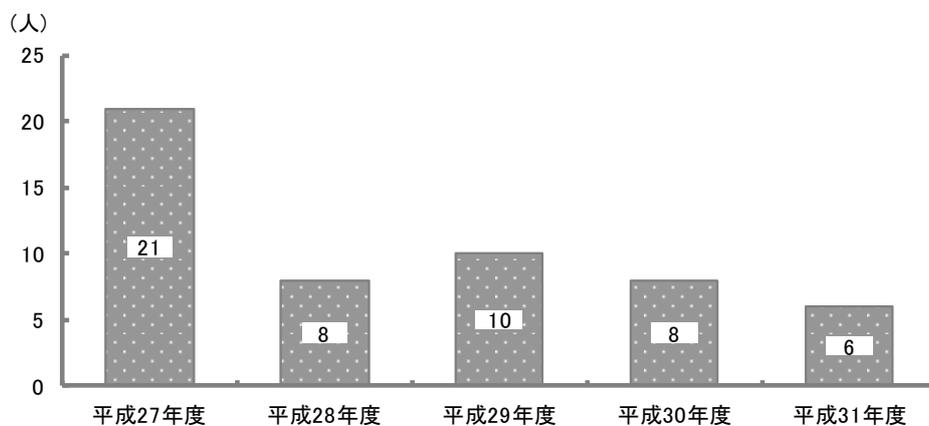


資料：町の統計

## ③ 待機児童数の推移

本町の待機児童数の推移をみると、平成27年度では、21人となっていましたが、その後減少し、平成31年度で6人となっています。

待機児童数の推移(4月1日現在)



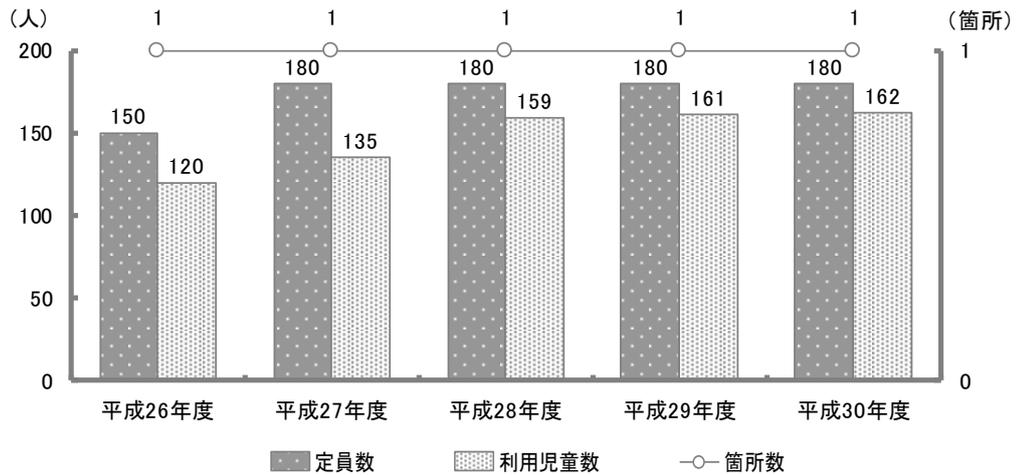
資料：町の統計

## (7) 放課後児童クラブの状況 ●●●●●●●●

### ① 放課後児童クラブの状況

本町の放課後児童クラブにおける定員数・利用児童数は増加傾向にあり、利用児童数は、平成30年度で162人となっています。

放課後児童クラブの状況(一番多い利用月)



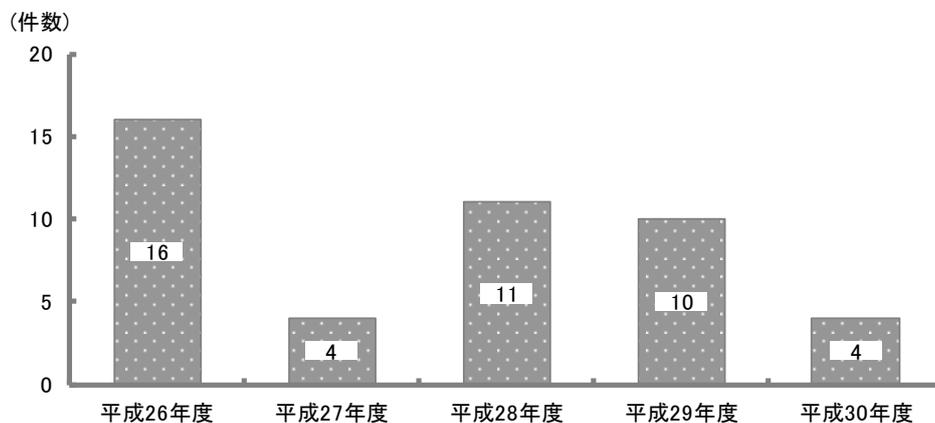
資料：町の統計

## (8) その他の状況 ●●●●●●●●

### ① 児童虐待通報件数の推移

本町の児童虐待通報件数は、増減を繰り返しており、平成30年度には4件となっています。

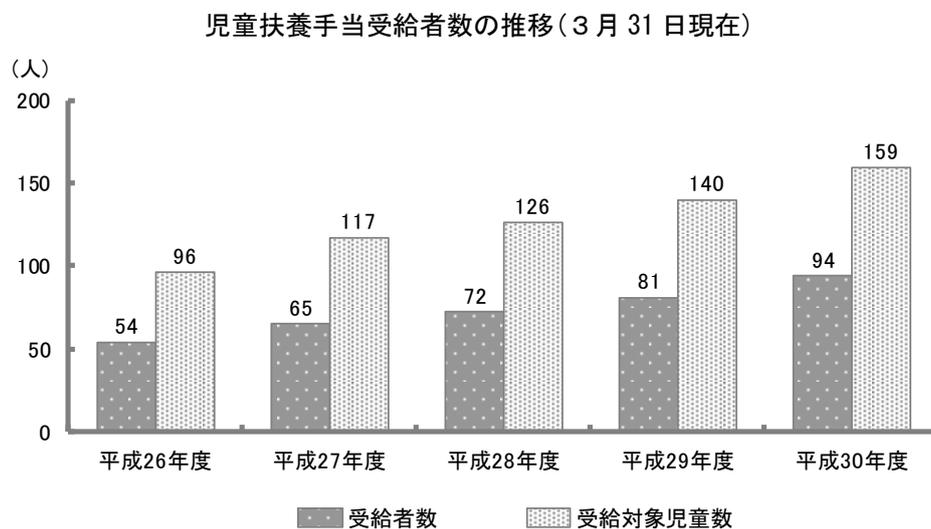
児童虐待通報件数の推移(3月31日現在)



資料：町の統計

## ② 児童扶養手当受給者数の推移

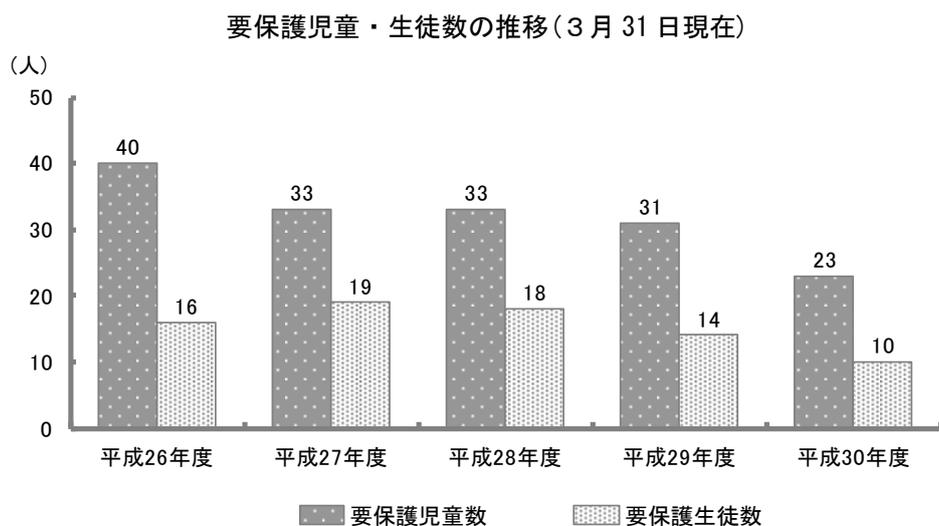
本町の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々増加しており、平成30年度で受給者数が94人、受給対象児童数が159人となっています。



資料：町の統計

## ③ 要保護児童・生徒数の推移

本町の要保護児童数は年々減少しており、平成30年度で要保護児童数が23人、要保護生徒数が10人となっています。



資料：町の統計

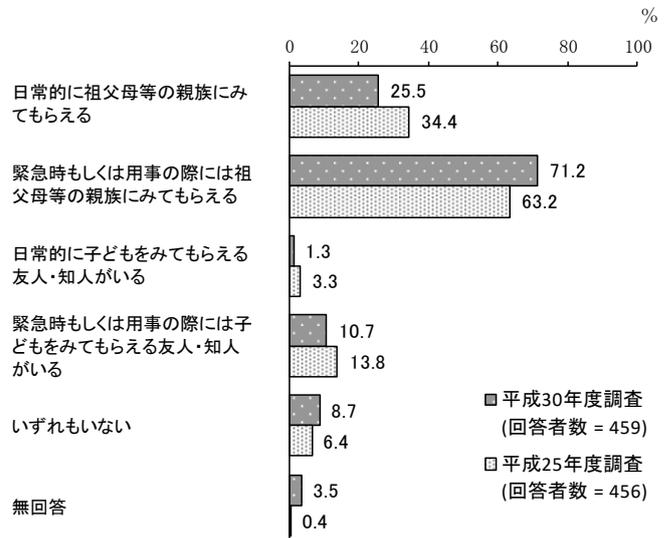
## 2 アンケート調査結果からみえる現状

### (1) 子どもと家族の状況について

#### ① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が71.2%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が25.5%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が10.7%となっています。

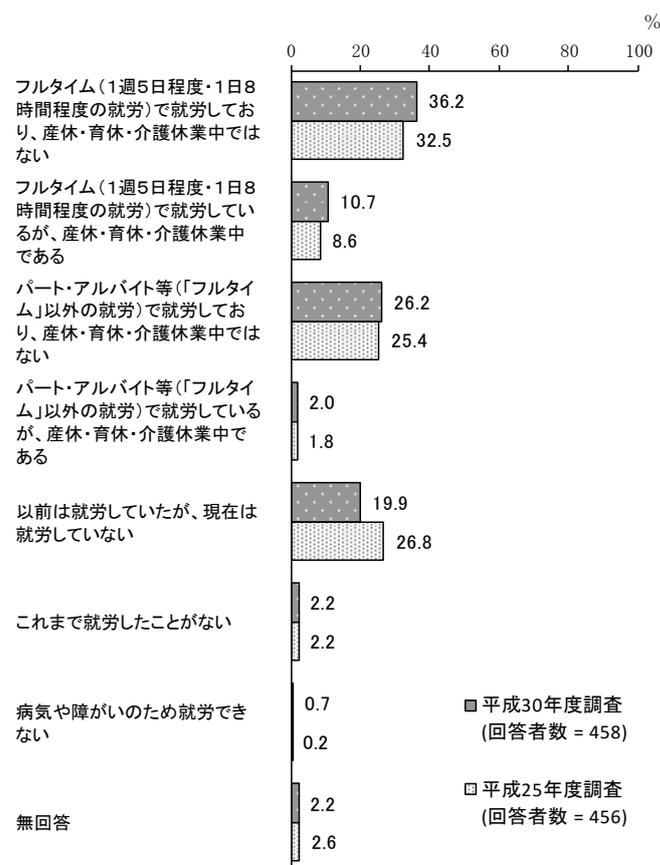
平成25年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が増加しています。一方、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少しています。



## ② 母親の就労状況

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が36.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が26.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が19.9%となっています。

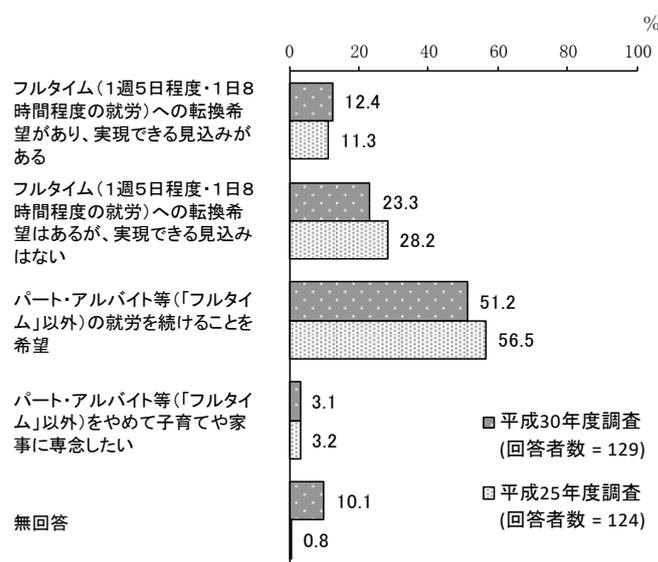
平成25年度調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



## ③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が51.2%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が23.3%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が12.4%となっています。

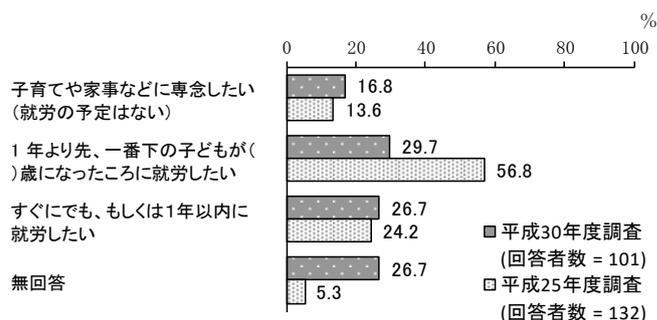
平成25年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が減少しています。



#### ④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が29.7%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が26.7%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が16.8%となっています。

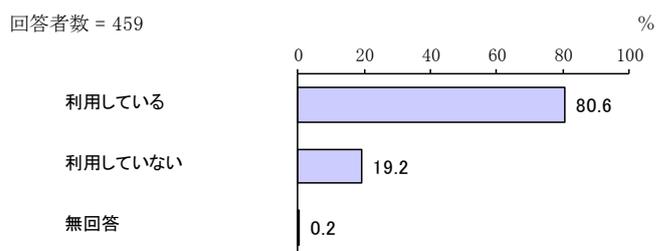
平成25年度調査と比較すると、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が減少しています。



## (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●●●

### ① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

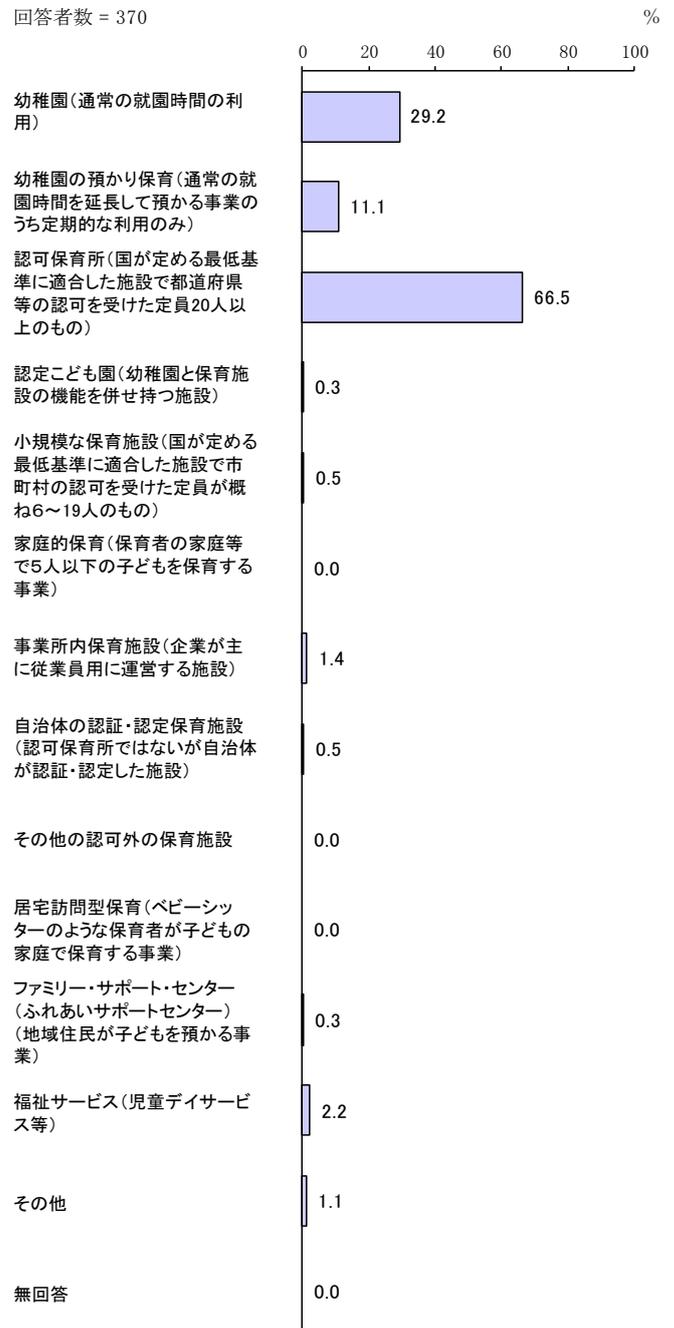
「利用している」の割合が80.6%、「利用していない」の割合が19.2%となっています。



## ② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」の割合が 66.5%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 29.2%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が 11.1%となっています。

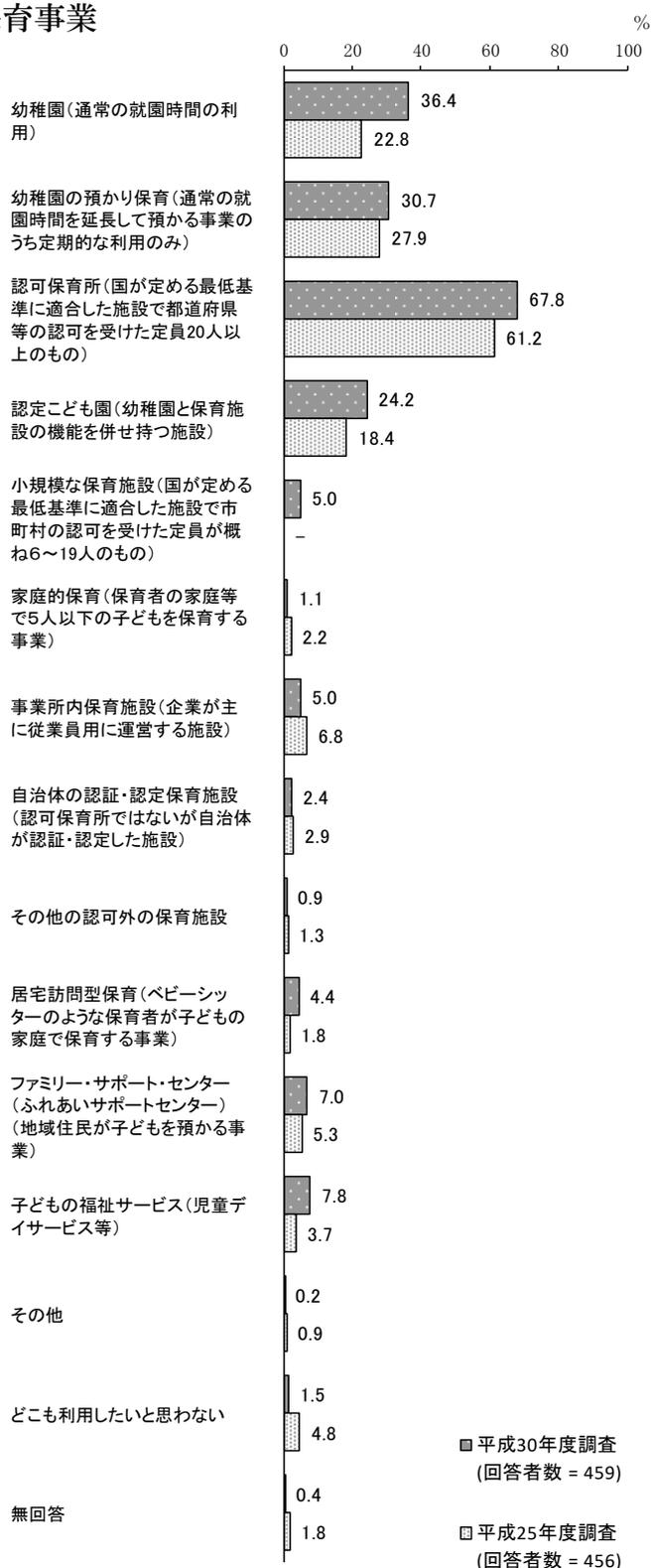
回答者数 = 370



### ③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」の割合が 67.8%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 36.4%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が 30.7%となっています。

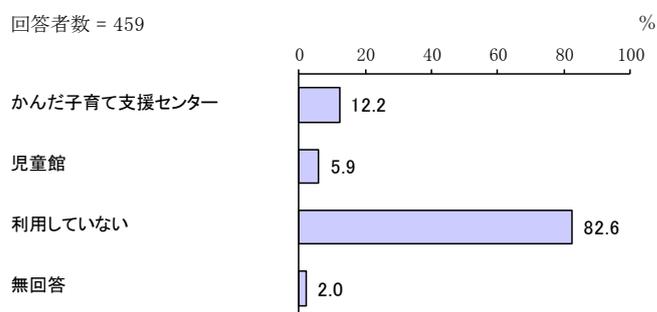
平成 25 年度調査と比較すると、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が増加しています。



### (3) 地域の子育て支援事業の利用状況について ● ● ● ● ● ● ● ●

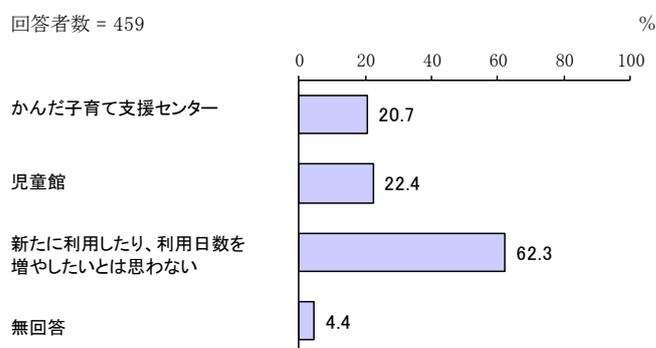
#### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が82.6%と最も高く、次いで「かんだ子育て支援センター」の割合が12.2%となっています。



#### ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

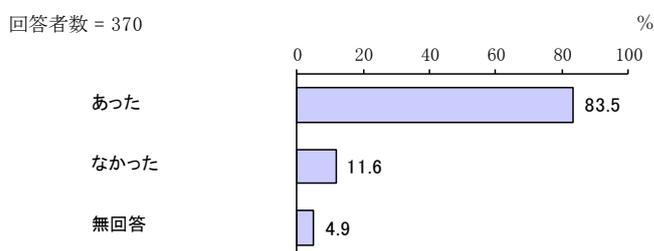
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が62.3%と最も高く、次いで「児童館」の割合が22.4%、「かんだ子育て支援センター」の割合が20.7%となっています。



### (4) 病気等の際の対応について ● ● ● ● ● ● ● ●

#### ① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

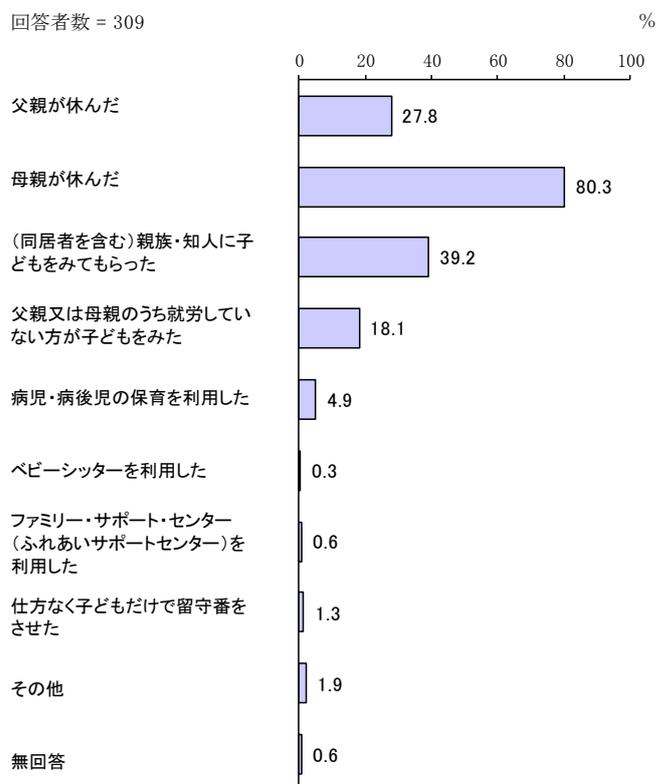
「あった」の割合が83.5%、「なかった」の割合が11.6%となっています。



## ② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が 80.3% と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が 39.2%、「父親が休んだ」の割合が 27.8%となっています。

回答者数 = 309

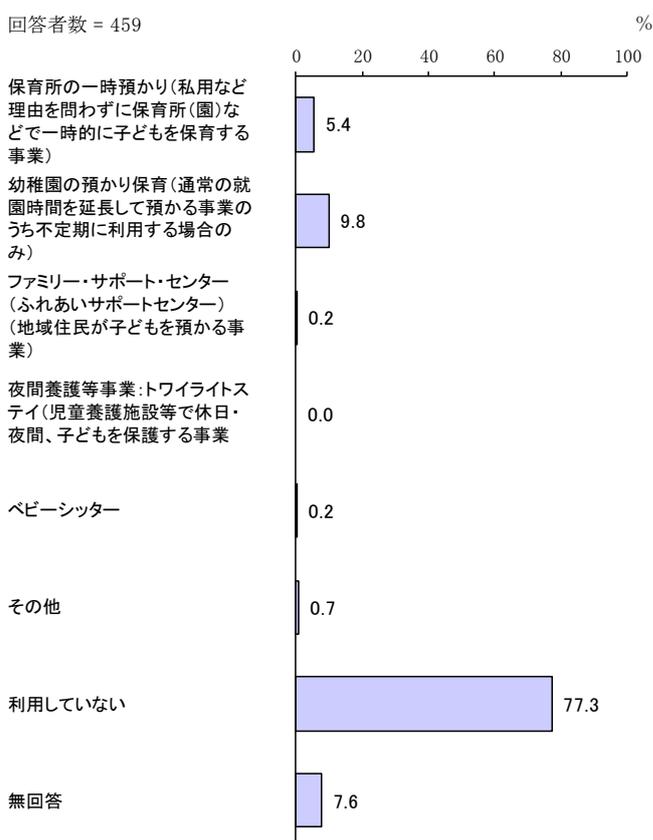


## (5) 一時預かり等の利用状況について

### ① 不定期の教育・保育の利用状況

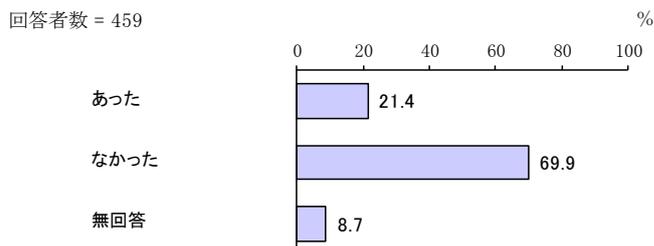
「利用していない」の割合が 77.3% と最も高くなっています。

回答者数 = 459



## ② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が21.4%、「なかった」の割合が69.9%となっています。

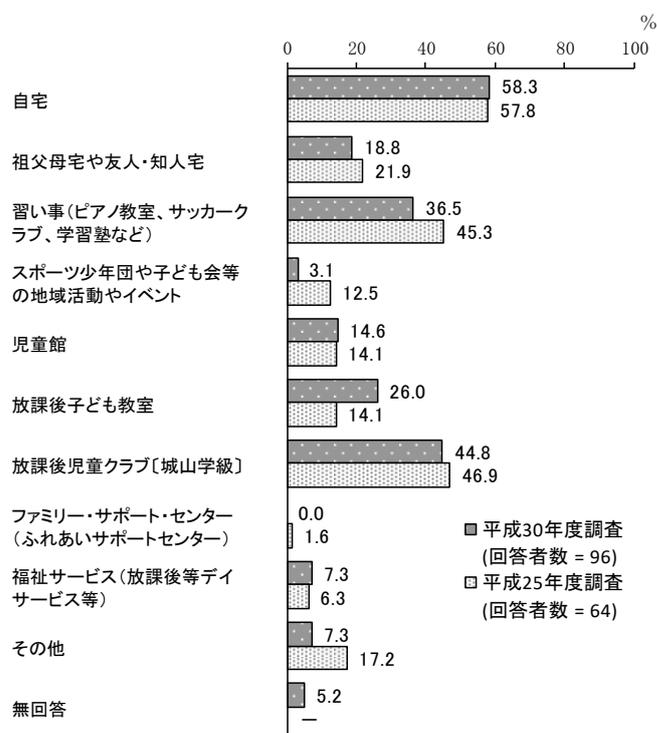


## (6) 小学校就学後の過ごし方について

### ① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が58.3%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ〔城山学級〕」の割合が44.8%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が36.5%となっています。

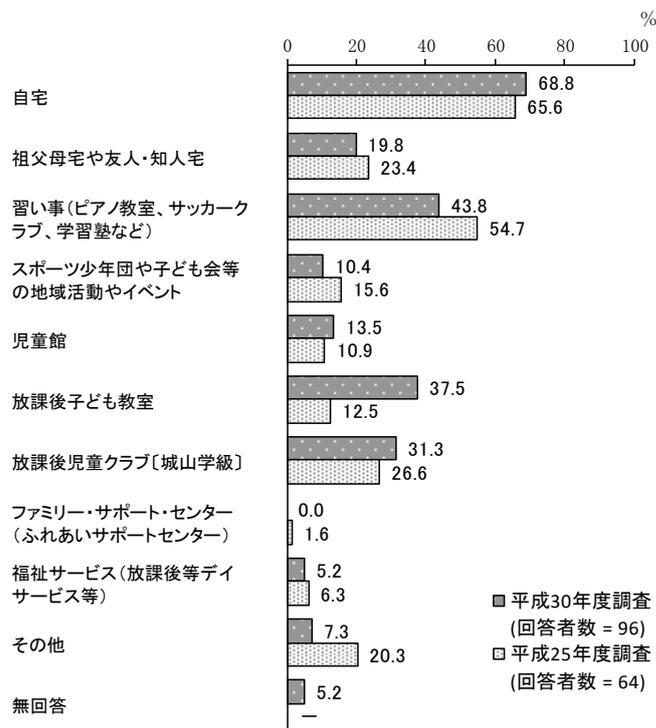
平成25年度調査と比較すると、「放課後子ども教室」の割合が増加しています。一方、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「スポーツ少年団や子ども会等の地域活動やイベント」の割合が減少しています。



## ② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が68.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が43.8%、「放課後子ども教室」の割合が37.5%となっています。

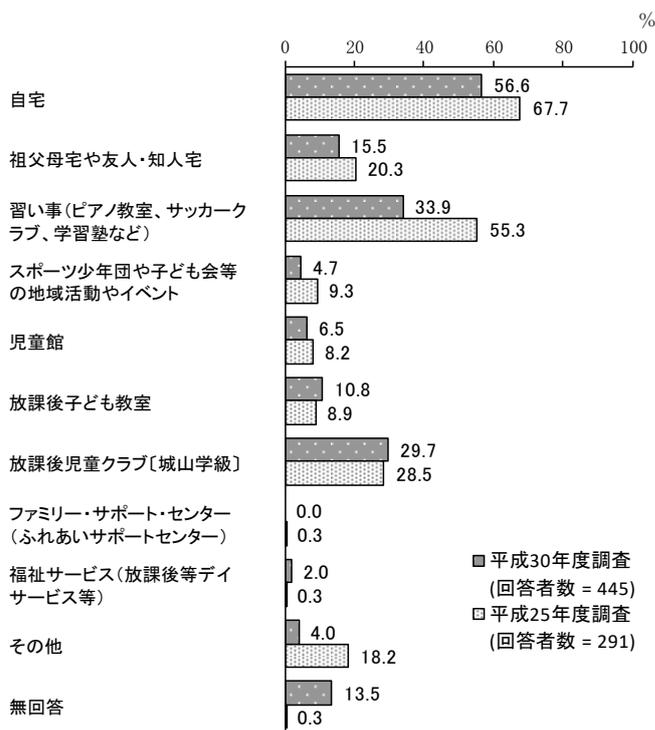
平成25年度調査と比較すると、「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ〔城山学級〕」の割合が増加しています。一方、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「スポーツ少年団や子ども会等の地域活動やイベント」の割合が減少しています。



## ③ 就学児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が56.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が33.9%、「放課後児童クラブ〔城山学級〕」の割合が29.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。





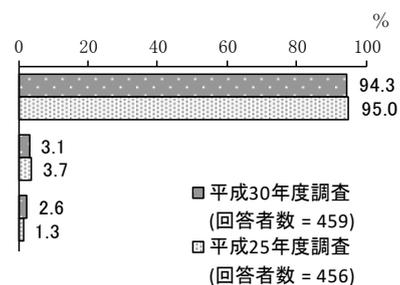
## (8) 相談の状況について ●●●●●●●●

### ① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が 94.3%、  
「いない／ない」の割合が 3.1%とな  
っています。

平成 25 年度調査と比較すると、大  
きな変化はみられません。

いる／ある  
いない／ない  
無回答

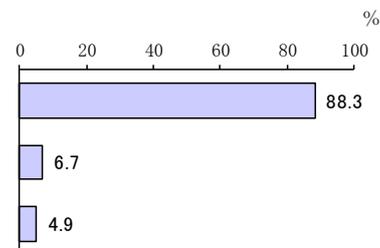


### ② 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が 88.3%、  
「いない／ない」の割合が 6.7%とな  
っています。

回答者数 = 445

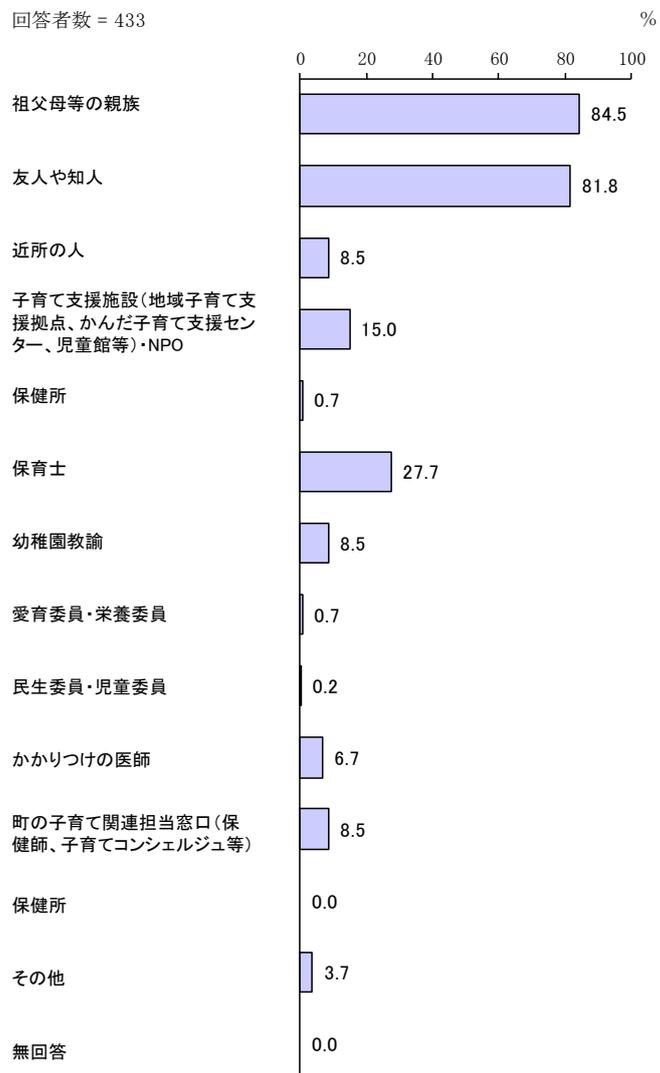
いる／ある  
いない／ない  
無回答



### ③ 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

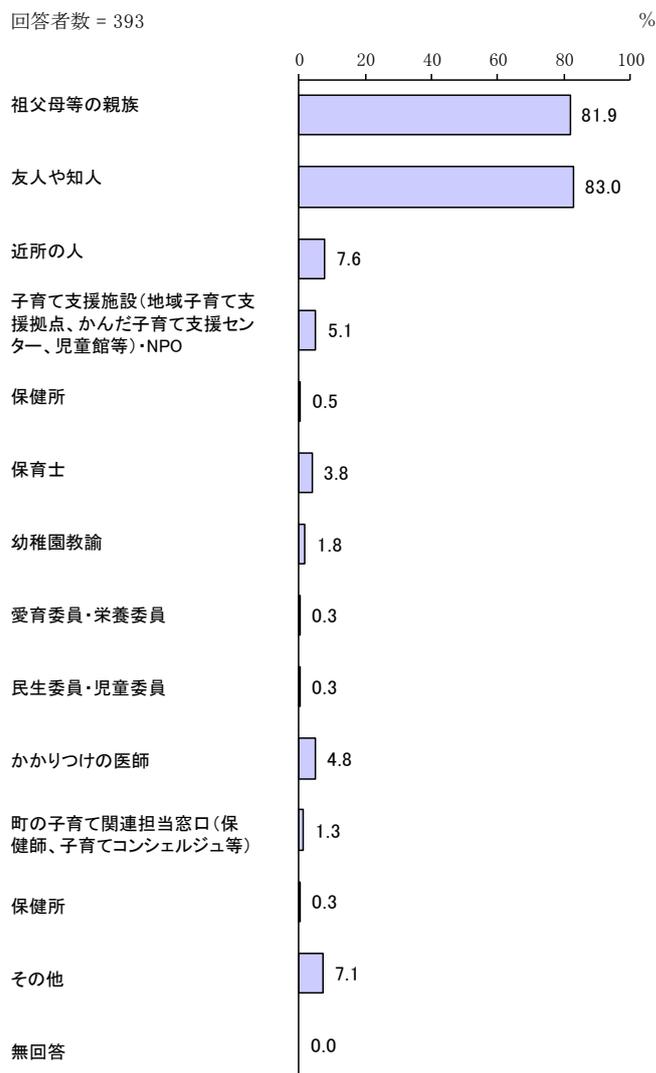
「祖父母等の親族」の割合が84.5%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が81.8%、「保育士」の割合が27.7%となっています。

回答者数 = 433



#### ④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が83.0%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が81.9%となっています。

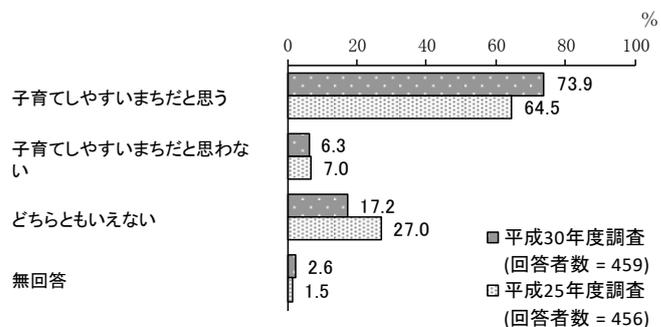


### (9) 子育て全般について ●●●●●●●●

#### ① 就学前児童保護者の早島町における子育ての環境の満足度

「子育てしやすいまちだと思う」の割合が73.9%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が17.2%となっています。

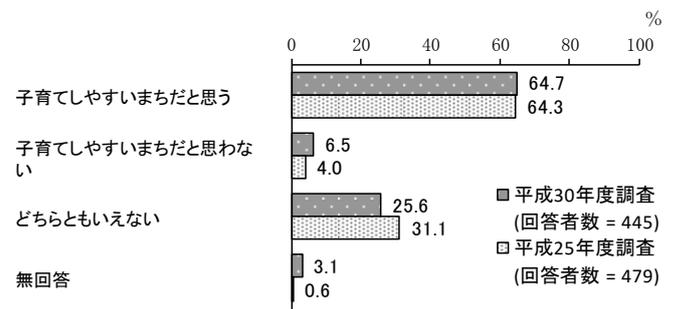
平成25年度調査と比較すると、「子育てしやすいまちだと思う」の割合が増加しています。一方、「どちらともいえない」の割合が減少しています。



## ② 就学児童の保護者の早島町における子育ての環境の満足度

「子育てしやすいまちだと思う」の割合が64.7%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が25.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「子育てしやすいまちだと思わない」の割合が増加し、「どちらともいえない」の割合が減少しています。



### 3 数値目標評価一覧

早島町子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごと評価指標の達成状況は以下の通りです。計画の評価指標については、平成 25 年度当初値と平成 30 年度現状値を比較し、以下の基準により判定を行いました。

評価	基準
○	達成
△	変化なし
×	未達成
—	指標又は把握方法が設定時と異なるため評価が困難

基本目標	目標達成のための必要な条件	評価指標	平成 25 年度当初値	平成 30 年度現状値	令和元年度目標値	評価
I 一人ひとりの子どもが心豊かに育つことのできるまち	(1)子どもの健康づくり	乳幼児健康診査受診率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児：93.6% (集団) 93.2% (個別)</li> <li>・ 1歳6か月児：95.5%</li> <li>・ 3歳児：95.8%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児：89.5% (集団) 60.8% (個別)</li> <li>・ 1歳6か月児：91.3%</li> <li>・ 3歳児：95.1%</li> </ul>	100%	×
		3歳児むし歯のり患率	19.9%	11.9%	15%以下	○
		3歳児健康診査の麻しん・風しん接種率	94.9%	99.2%	100%	×
		子どもの事故防止対策を実施している就学前児童保護者の割合	82.6%	84.1%	増やす	○
		小児救急医療電話相談（#8000）を知っている保護者の割合	55.4%	—	増やす	—
		心肺蘇生法を知っている就学前児童保護者の割合	33.8%	39.0%	増やす	○
		かかりつけ医を持つ就学前児童の保護者の割合	87.0%	90.6%	増やす	○
		休日・夜間の受診方法を知っている就学前児童の保護者の割合	85.8%	86.1%	増やす	○

基本目標	目標達成のための必要な条件	評価指標	平成 25 年度当初値	平成 30 年度現状値	令和元年度目標値	評価
I 一人ひとりの子どもが心豊かに育つことのできるまち	(2)教育・保育の充実	認可保育園待機児童数	0 (4) 人	8 人	0 (0)人	×
		利用者支援事業実施箇所数	—	2 箇所	1 箇所	○
	(3)子育て支援事業の充実	かんだ子育て支援センター利用件数	2,263件	5,677 件	増やす	○
		児童館利用件数	195件	8,486 件	増やす	○
		一時預かり事業を希望どおり利用できた人の割合	—	—	調査	—
		乳児家庭全戸訪問事業	100%	100%	維持	○
		早島ふれあい・サポート・センター活動件数	431件	382 件	増やす	×
		早島ふれあい・サポート・センターの登録数	・おねがい会員 95人 ・おまかせ会員 49人 ・両方会員21人	・おねがい会員 43人 ・おまかせ会員 21人	増やす	×
		延長保育事業に対する満足度	—	—	調査	—
		学童保育（放課後児童クラブ「城山学級」）の待機児童数	0人	0 人	維持	○
		妊婦健康診査受診率	85%	79.6%	100%	×
		(4)教育の質の向上	全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国平均との差	+0.3%	-0.8%	+5%
	不登校児童・生徒数		6 人	21 人	減らす	×
	地域の行事に参加している児童・生徒の割合		50%	59%	80%	×
	はやしま塾の参加児童・生徒数		247人	152 人	350 人	×
	(5)次代の親の育成	赤ちゃんにふれあう機会がある中学生の割合	—	—	調査	—
		赤ちゃんに関心のある中学生の割合	—	—	調査	—

基本目標	目標達成のための必要な条件	評価指標	平成 25 年度当初値	平成 30 年度現状値	令和元年度目標値	評価	
豊かに育つことのできるま	(5) 次代の親の育成	避妊法を正確に知っている中学生の割合	—	—	調査	—	
		性感染症について知っている中学生の割合	—	—	調査	—	
		家族とよく話をすると思っている中学生の割合	—	—	調査	—	
		自分のことを大切に思う中学生の割合	—	—	調査	—	
Ⅱ親が安心して子どもを生み育て、家庭の育てる力を支えるまち	(1) 安心して出産できる環境づくり	母親学級で不安が解消された母親の割合	100%	—	維持	—	
		職場や家庭において妊婦に対する配慮があったと思う就学前児童の母親の割合	65.1%	72.3%	増やす	○	
		妊婦の飲酒率	0.85%	1.8%	0%	×	
		妊婦の喫煙率	3.39%	0%	0%	○	
	(2) 相談・情報提供体制の充実	各種子育て支援サービスを知っている保護者の割合	育児のことを気軽に話せる人がいる就学前児童の母親の割合	95.0%	94.3%	増やす	△
			母親学級	87.5%	—	増やす	—
			育児学級	81.4%	77.3%	増やす	×
			保育相談	87.5%	90.8%	増やす	○
			乳児健康診査	92.3%	96.5%	増やす	○
			1歳6か月児健康診査	92.5%	96.7%	増やす	○
			3歳児健康診査	92.3%	95.4%	増やす	○
			保育センターの情報・相談サービス	56.1%	57.1%	増やす	○
			家庭教育・子育て支援に関する学級・講座	39.5%	43.6%	増やす	○
			教育相談	45.2%	46.6%	増やす	○
			保育園の園庭等の開放	71.7%	62.5%	増やす	×
児童館	87.1%	90.0%	増やす	○			
子育て応援リーフレット・すこやかメール	68.2%	57.3%	増やす	×			

基本目標	目標達成のための必要な条件	評価指標	平成 25 年度 当初値	平成 30 年度 現状値	令和元年度 目標値	評価	
Ⅱ 親が安心して子どもを 生み育て、家庭の育てる力を 支えるまち	(2) 相談・情報提供体制 の充実	各種子育て支援サービスの 満足度	母親学級	87.2%	—	増やす	—
			育児学級	86.5%	—	増やす	—
			保育相談	80.7%	—	増やす	—
			乳児健康診査	86.4%	—	増やす	—
			1歳6か月児健康診査	86.4%	—	増やす	—
			3歳児健康診査	85.4%	—	増やす	—
			児童館の利用者	—	—	調査	—
			かんだ子育て支援センターの利用者	—	—	調査	—
	(3) 家族で協力した子育ての 推進	父親の育児協力が満足している 就学前児童の保護者の割合	46.7%	51.2%	増やす	○	
		家族で協力して子育てをしていると 感じている保護者の割合	60.3%	64.3%	増やす	○	
(4) 子育てと仕事の両立	育児休業制度を利用したことの ある就学前児童の保護者の割合	・父親：0.9%	3.9%	増やす	○		
		・母親：38.6%	51.6%				
(5) 子育てに関する経済的負担の 軽減	育児にかかる経済的負担を感じ ている就学児童の保護者の割合	74.9%	—	減らす	—		
Ⅲ 地域全体で「子育て」と「親育ち」を 支えることのできるまち	(1) 子どもの居場所づくり	児童館の利用者数	20人	—	増やす	—	
		近所に安心できる遊び場がある と思う保護者の割合	58.7%	51.0%	増やす	×	
		週4日以上外遊びする子どもの 割合	29.7%	21.6%	増やす	×	
		放課後児童クラブと放課後子ども 教室の一体型の箇所数	—	1ヶ所	1ヶ所	○	
		放課後子ども教室と放課後児童 クラブの共通プログラムの実施 回数	—	年5回	週に1回	×	
	(2) 地域とともにある学 校づくり	学校と地域との交流活動の回数	・小学生：9回 ・中学生：4回	・小学生：28回 ・中学生：7回	増やす	○	

基本 目標	目標達成の ための必要 な条件	評価指標	平成 25 年度 当初値	平成 30 年度 現状値	令和元年度 目標値	評価	
Ⅲ地域全体で「子育て」と「親育ち」を支えることのできるまち	(3)子どもや子育て家庭に配慮した環境の整備	乳幼児に配慮した（おむつ替えスペース等）公衆トイレの設置数	4箇所	4箇所	増やす	×	
		子どもの外出について安全対策や見守り体制が整っていると感じる保護者の割合	—	9.7%	調査	—	
		子ども 110 番の家設置件数	100件	68件	増やす	×	
		子どもの交通事故件数	5件	4件	0件	×	
	(4)子育て支援ネットワークづくり	子ども会入会率	51.0%	29.5%	増やす	×	
		地域の人とよく話をする子どもの割合	14.4%	11.0%	増やす	×	
		地域の人に支えられて子育てをしていると感じる保護者の割合	40.9%	31.9%	増やす	×	
	Ⅳすべての子どもの健やかな成長を守るまち	(1)障がい児等に対する支援の充実	障がいに対する地域への啓発実施回数	5回	5回	増やす	△
		(2)虐待、いじめ等への対策の整備	被虐待児数（当該年度新規把握件数）	2件	2件	0件	×
			子どもを虐待していると思ったことのある保護者の割合	・就学前児童保護者：28.1% ・就学児童保護者：29.8%	28.3% 29.9%	減らす	△
(3)ひとり親家庭への自立支援の充実		ひとり親家庭の就職率	89.0%	92.1%	増やす	○	

## 4 早島町の子どもと家庭を取り巻く課題

早島町子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとに本町の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

### 基本目標Ⅰ 一人ひとりの子どもが心豊かに育つことのできるまち ●●●●●

本町では、子育てをしている共働き世帯の増加などに伴い、幼稚園児数は減少しているものの、保育園児数は増加しており、平成30年4月1日現在では、待機児童が発生しています。

国においては、「子育て安心プラン」において、令和元年度末までに待機児童の解消を目指すとしています。

アンケート調査では、保護者の就労希望をみると、母親ではパートタイム等からフルタイムの転換希望や未就労から就労を希望する保護者がみられ、潜在的な保育ニーズがみられます。

保護者が安心して働き続けられるためには、教育・保育の量の確保だけでなく、質の確保も重要です。

保育園等に加え、幼稚園（預かり保育を含む）を希望した人で、特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望する人が高くなっており、就学前児童における教育ニーズも高くなっています。幼児期は、人間形成の基礎が培われる大切な時期です。一人ひとりの個性を活かし、可能性を伸ばすことができる教育・保育を推進するため、幼児教育関係者のスキル及び専門性の向上を図り、幼児教育の質の向上を図ることが必要です。

子どもが病気やケガで幼稚園や保育園、学校を欠席したり、学童保育所の利用ができなかった人で、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が就学前で約5割、就学保護者で約3割となっており、病児・病後児保育等、多様な保育サービスのニーズに対応していくことが重要です。

近年の女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれる中、「小1の壁」を打破することが求められています。

アンケート調査では、放課後の過ごし方について、就学前保護者で「学童保育所」を希望する人の割合が小学校低学年（1～3年生）では、平成25年度調査に比べて変化がないものの4割半ばと高くなっており、小学校高学年（4～6年生）では、平成25年度調査に比べて増加しており、学童保育所のニーズが高いことがうかがえます。

一方で、就学保護者では、就学前に比べ「学童保育所」を希望する割合が低く、今後も引き続き、学童保育所の適切なニーズを把握し、整備していく必要があります。

## 基本目標Ⅱ 親が安心して子どもを産み育て、家庭の育てる力を支えるまち ●●

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。国においては、子育て世代包括支援センターを令和2年度までに全国展開することを目指し、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供することを目指しています。

アンケート調査では、子育てに関する相談で充実してほしいこと「安心して相談できる環境（子どもの預かり、プライバシーの配慮等）」が52.5%と最も高く、次いで「専門的な情報」が43.4%、「身近な場での窓口」が42.7%と相談に対するニーズは高くなっています。一方で、子育て世代包括支援センターの認知度は「知らない」が55.6%と高く、周知・啓発を進める必要があります。

産前については、母親の妊娠中、職場や家庭で身体的・精神的な配慮が「あった」の割合が72.1%と7割を超えており、妊婦に対しての職場や家庭での理解や配慮はあったと回答されています。

今後は、妊娠、出産、子育ての不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、職場や家庭での理解を促進するとともに、子育てに関する不安の軽減や知識の向上につなげ、産後ケア事業の充実など、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

仕事と家庭の両立について、女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然と低いままであることが問題となっています。

アンケート調査の結果、本町では国と同様、母親の育児休業の取得はすすんでいますが、父親の取得は低い状況です。また、希望する保育園等へ入園するために、育児休業後の復帰時期を希望より早くした人が多く、待機児童の懸念から復帰時期を希望より早めている保護者が多いことが予測されます。

今後は、育児休業制度の利用をさらに促進するとともに、待機児童対策等、教育・保育サービスの量の確保を行い、希望する期間、制度が利用できる環境づくりをすすめることが必要です。

国においては、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準であり、こうした男女とも仕事と生活の調和をとることが難しい状況が女性の継続就業を困難にしているとの指摘もあります。本町においては、女性の就業率が全国、岡山県に比べ高くなっており、アンケート調査においても共働き家庭が増加しています。

一方で、子育てでどのような悩みや問題を感じることを「仕事と家庭の両立」が特に課題となっています。仕事と子育てを両立していくために特に必要な支援は、就学前児童の保護者で「配偶者の家事・育児の分担による協力があること」「仕事と子育ての両立に対する職場の理解があること」の割合が6割近くとなっており、父親の家庭参画や子育てとの両立に向けての職場の理解を求めています。

個々の家庭状況に応じた多様な働き方を促進できるよう企業に働きかけていくとともに、働き方改革による就業時間の減少を踏まえ、父親の家事・育児の参画を促進することが必要です。

### 基本目標Ⅲ 地域全体で「子育て」と「親育ち」を支えることのできるまち ●●

子どもたちや子育て家庭が、ずっと早島町で暮らしたいと思うように、地域全体で子育てを応援していく地域づくりが必要です。

本町では、近年子育て世代の転入が増加しており、町内に祖父母や友人等が少ない家庭が増加しています。アンケート調査においても、子どもを育てる環境として、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少しています。また、就学前児童保護者では、町内に祖父母や友人等が「いずれもない」の割合が 8.7%となっています。

アンケート調査では、子どもとの生活において、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに、「負担が増えたが育児は楽しい」「毎日が楽しい」が高いものの、「よくイライラする」と回答した保護者も約3割存在しています。子育てと地域との関わりについては、地域の人に支えられて子育てをしていると感じたかについて、「感じる」が 31.9%となっていますが、「感じない」が 16.0%となっています。子育てについて、子どもを連れて気軽に集える場所が「ない」人が約3割、子育て家庭や子ども自身の居場所についての課題が指摘されています。

地域の中で、保護者同士が集う交流の機会や学習の機会を通じて、子育てに関する不安の軽減や知識の向上につなげるとともに、子どもの見守り活動等の子育て家庭と地域との関わりを強化し、地域全体で子育て家庭が安心して暮らせる環境づくりをすすめることが必要です。

## 基本目標Ⅳ すべての子どもの健やかな成長を守るまち ●●●●●

本町の虐待件数は平成 30 年度に 4 件となっています。アンケート調査では、子どもを虐待していると思ったことがある保護者が就学前児童保護者、就学児童保護者で 2 割半ばとなっています。

また、就学前児童保護者で、子どもが病気やケガで幼稚園や保育園などを利用できなかった場合に「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」の割合が 1.3%と児童虐待につながり兼ねない結果が出ています。

児童虐待が起こる原因として、就学前児童保護者で、家庭の経済的な状況や夫婦間の関係の問題、世代間連鎖（親が子どものころに虐待を受けていた等）が指摘をされています。虐待をしたことがある人では、「保護者の子育てに対する経験や能力の不足」の割合が高くなっています。

児童虐待予防の広報・啓発の充実に努めるとともに、早島町要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化する必要があります。また、支援が必要な家庭に対しては、子育てに対する子どもへの関わりを学ぶ機会を提供していく必要があります。

国においては、ひとり親（特に母子世帯）における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼすいわゆる子どもの貧困が問題となっています。

また、障がいのある児童が増加しており、発達に課題がある児童など、子どもの状況や、ライフステージに応じた一貫した支援が必要になります。

本町では、ひとり親家庭への支援を実施しており、育児不安・負担感の高い親に対しては、親子の心のケアを実施しています。また、発達の支援が必要な児童についてトータルサポート事業を実施しています。

支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないように、身近で気軽に相談できる仕組みや体制づくりが重要です。



### 第3章

### 計画の基本理念、基本目標

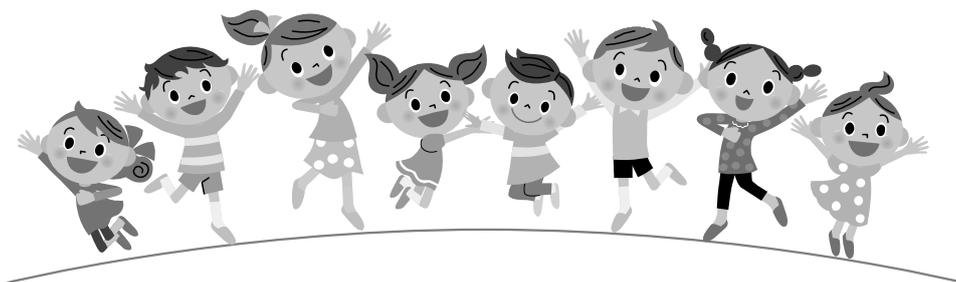
## 1 基本理念

本計画では、「第1期 すくすく早島 子ども・子育て応援プラン」の「次代を担うすべての子どもたちが心身ともに健やかに育つことのできるまち 早島」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、これからの早島町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちを目指します。



[ 基本理念 ]

**次代を担うすべての子どもたちが  
心身ともに健やかに育つことのできるまち 早島**



## 2 基本目標

### 基本目標Ⅰ 一人ひとりの子どもが心豊かに育つことのできるまち

地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みます。

また、心豊かに育ち合ううえで、子どもの健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

### 基本目標Ⅱ 親が安心して子どもを生み育て、家庭の育てる力を支えるまち

安心して子育てをするため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていきます。

また、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取組を進めます。

さらに、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランを踏まえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

### 基本目標Ⅲ 地域全体で「子育ち」と「親育ち」を支えることのできるまち

様々な子育て不安や負担感の軽減をはじめ、安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の整備など、引き続き安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。

また、相談・情報提供の充実を図るとともに、経済的支援の充実や地域ぐるみの防犯体制の整備に努めます。

## 基本目標Ⅳ すべての子どもの健やかな成長を守るまち ●●●●●●●●

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取組や、その権利擁護について広く町民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

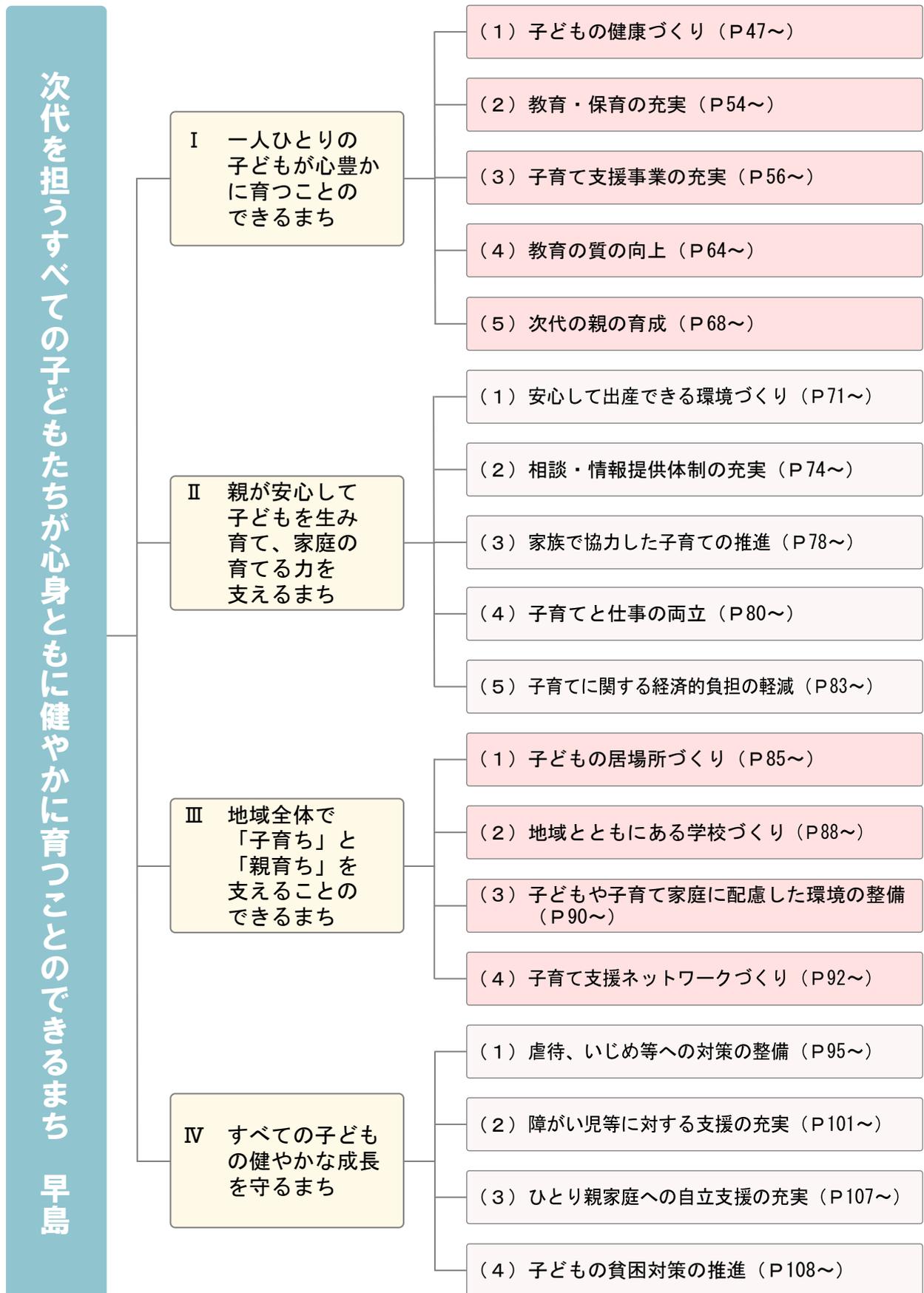
また、支援が必要な子ども・若者や保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

### 3 計画の体系図

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 目標達成のために必要な条件 ]





## 第4章 施策の展開

## 基本目標 I

## 一人ひとりの子どもが心豊かに育つことのできるまち

### 施策の方向 I - (1) 子どもの健康づくり ●●●●●●●●



保護者への相談や指導を実施するとともに、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して、母子の健康が確保されるように、母子保健事業を充実し、食育の推進や、歯と口腔の健康づくりなど、子育て家庭が健やかに過ごせる環境づくりをすすめます。また、各種健康診査の実施により、疾病や成長過程など健康状態を把握して子どもたちの健康保持・増進に努めるとともに、家庭内での事故防止のために、保護者の注意を促し、心肺蘇生法や救急法等について、知識の普及啓発を図ります。

#### ① 乳幼児健康診査の充実

##### 【 現状・課題 】

- 乳幼児健康診査は、心身の異常の早期発見や育児不安の軽減を目的として実施しており、必要に応じて訪問等の事後フォローを行っています。
- 集団の乳児健康診査は4か月、7か月、9か月、12か月児を対象に毎月1回実施しています。健康診査では、保健指導や栄養・歯科保健指導も実施しています。
- 1歳6か月児健康診査は、1歳6～8か月児を対象に、3歳児健康診査は、3歳6～8か月児を対象に、各年4回、集団で実施しています。健康診査では、心理相談や保健指導栄養・歯科保健指導も実施しています。
- 健康診査未受診者に対する受診への働きかけを継続して実施するとともに、園での様子観察や、面接・訪問等により、子どもの状況を把握していく必要があります。
- 乳幼児をもつ家庭の転入者が多く、転入時の健診等母子保健事業に関する情報提供が必要です。
- 乳幼児健康診査において、発達に課題のある児童や、育児負担感の強い保護者が増加傾向であるため、集団健康診査の充実と個別の継続支援が重要です。

##### 【 施策の方向性 】

乳幼児の月齢に応じた、成長・発達等を保護者とともに確認し、異常の早期発見・早期治療に結びつけ、子どもの健全な発育を図ります。

## 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○乳児健診では乳幼児全戸訪問等での紹介、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査では対象者への個別通知を継続して実施し、受診率の向上を図ります。	健康福祉課
○乳幼児健康診査の未受診者に対して引き続き個別に受診勧奨を行うとともに、園での様子観察や、面接・訪問等により、すべての子どもの状態把握に努めます。	健康福祉課
○問診により、保護者の育児に対する不安や負担を把握するとともに、発育、発達面でフォローが必要な子どもについて、継続的な支援を実施します。	健康福祉課

## ② 歯の健康づくりの充実

### 【 現状・課題 】

- 乳幼児期からの歯の健康に関する周知や情報提供を行う必要があります。
- むし歯が多い子どもへの個別支援をさらに充実させていく必要があります。
- 妊婦歯科検診は受診者が少ない年もあり、歯科検診を受けることの重要性を呼びかけていく必要があります。
- わんぱく広場は参加者が少なく、より多くの対象者へ啓発が行えるよう事業実施方法等を工夫する必要があります。

### 【 施策の方向性 】

生活習慣病としてのむし歯や歯周病の予防のため、親子ともに生涯を通じた歯の健康づくりを推進します。

## 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○乳幼児健康診査時における歯科保健指導等母子保健事業を通じて、歯みがきの励行や食生活等、日常の育児の中で歯の健康づくりを支援します。	健康福祉課
○保護者に対して、規則正しい食生活やおやつとの与え方等について知識の普及を図ります。	健康福祉課
○むし歯が多い子ども等ハイリスク児には、個別支援を強化します。	健康福祉課
○1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、わんぱく広場（虫歯予防教室）等の母子保健事業において、仕上げみがき等歯科保健指導の充実を図ります。	健康福祉課

### ③ 予防接種の推進

#### 【 現状・課題 】

- 定期予防接種を無料で実施しています。
- 毎月広報紙や健康診査等母子保健事業を通じて接種状況の確認・勧奨を行っています。
- 麻しん・風しん混合等接種期間の短い予防接種については、毎月未接種者を把握し、個別通知等勧奨を行っています。
- 就学後に接種する日本脳炎や二種混合等については、小学校・中学校等を通じてチラシを配布し勧奨を行っています。

#### 【 施策の方向性 】

子どもの疾病予防のため、予防接種に対する理解が得られるよう周知を図るとともに、未接種者への勧奨を進めます。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○乳児家庭全戸訪問時に予防接種の案内を行うとともに、必要に応じて対象者に個別通知を行い、予防接種台帳を作成し、未接種者への勧奨を実施します。	健康福祉課
○町が実施する定期予防接種以外の新たな予防接種については、国の動向や近隣の市町村の状況をみながら導入を検討します。	健康福祉課

### ④ 母子保健事業における生活習慣病予防の啓発

#### 【 現状・課題 】

- 乳幼児健康診査やベビママサロン等の母子保健事業を通じて、子どもの健康なからだづくりのための保健指導・栄養指導・歯科指導を行っています。
- 保育相談等母子保健事業を通して、保護者も含め子どもの生活習慣病を予防する意識啓発を行っていく必要があります。
- 生活習慣の多様化に伴い、個々に合わせた支援が必要となっています。

### 【 施策の方向性 】

子どもは基本的な生活習慣の形成と完成の時期でもあり家庭や地域、学校等地域全体で子どもの健康づくりを支援します。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○乳幼児の生活リズムを左右する保護者自身が、生活習慣の乱れによって生じる生活習慣病についての知識を得て、その予防方法を学べるよう、母子保健事業等で啓発を行います。	健康福祉課
○乳幼児期からの望ましい生活習慣を確立していくために、子どもを取り巻く環境を整えるよう家庭や園、学校等地域全体に向けて、啓発を行います。	健康福祉課

## ⑤ 食育の推進

### 【 現状・課題 】

- 母親とその子どもの健康を守るため、妊娠期の栄養・食生活について、正しい知識の普及啓発と啓発体制の工夫が必要です。
- 子どもたちが健康的な食習慣を身につけるため、母子保健事業等を通じて、保護者への食育を推進する必要があります。
- 朝食欠食や好き嫌いがある子どもが多く、地域、学校、行政等の関係団体が連携して食育を行う必要があります。

### 【 施策の方向性 】

家庭・地域社会全体で食育活動を推進します。また、関係機関が連携し、食に関する正しい知識の普及を行うとともに、情報提供の充実を図ります。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○妊娠中から乳幼児期にかけて、栄養に関する知識と実践力を身につけ望ましい食習慣を確立するため、栄養委員と連携して各種栄養指導を充実します。	健康福祉課
○地域の農家の方との連携を図るとともに、商店等への見学や体験活動を通して、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心を育みます。	学校教育課

事業概要	主担当課
○子どもたちが将来の健康的な体づくり、食習慣づくりのために好き嫌いなく何でも食べることができるよう、乳幼児期の子どもをもつ保護者へ食に関する啓発を行い、家庭での食育を推進します。	健康福祉課
○学童期では、朝食欠食防止のための普及啓発活動を推進します。	学校教育課 健康福祉課
○小中学校の授業や学級活動等で、子どもが自ら正しい食生活の重要性を認識できるよう学習の機会の充実を図るとともに、給食の時間を活用した食育活動を行います。また、引き続きランチルーム環境や調理機器・備品を整備します。	学校教育課
○栄養委員と地域のボランティアとが連携して、地域一体となった食育活動の推進を図ります。	健康福祉課

## ⑥ 健康教育の充実

### 【 現状・課題 】

- 愛育委員が中学校等で、喫煙の害についてのパンフレットを配布し、喫煙防止の啓発活動を行っています。
- 子どもたち一人ひとりが喫煙をしない、飲酒をしない、人にすすめないというしっかりとした自分の意志を持つことが必要です。
- 子どもの健やかな成長発達のため、睡眠時間の確保や規則正しい生活習慣の確立が必要です。
- 園や学校と連携し、就園・就学児への健康づくりに関する啓発を行う必要があります。

### 【 施策の方向性 】

子どもの健やかな成長発達のため、睡眠時間の確保など規則正しい生活習慣の確立に向け、園・学校、地域での取組を推進します。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○幼稚園・保育園において引き続き健康の維持と病気の予防に取り組みます。	健康福祉課
○小学校・中学校において、引き続き、規則正しい生活についての普及啓発を行うとともに、喫煙・飲酒の害や薬害について地域の愛育委員・栄養委員と協働して啓発を行い、子どもが自ら健康を維持することの重要性を認識できるよう、健康教育の機会を増やし、内容の充実を図ります。	健康福祉課
○地域や学校と連携して、規則正しい生活リズムを定着させる取組を推進します。	健康福祉課

## ⑦ スポーツ環境の充実

### 【 現状・課題 】

○子どもが自発的に運動する習慣が身につくように指導していく必要があります。

### 【 施策の方向性 】

子どもが自発的に運動する習慣が身につくよう、園・学校、地域における様々な運動やスポーツの機会を充実します。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○幼稚園・保育園では、体を動かす楽しさを子どもたちが感じることができるよう、引き続き外遊びやスポーツに取り組みます。	学校教育課 健康福祉課
○幼稚園ではボルダリング、小学校ではボルダリングとスラックライン、中学校ではスラックラインを設置し、子どもが積極的にスポーツに親しむ環境づくりをしています。中学校体育の武道や部活動において外部指導者の活用を行い、授業や運動部活動の充実を図ります。	学校教育課
○総合型地域スポーツクラブの活動を通じて、子どもが校外でもスポーツに取り組める機会を充実させるとともに、多世代での交流を図ります。	生涯学習課

## ⑧ 事故・病気に対する知識の普及

### 【 現状・課題 】

○子どもの事故や病気に関する情報提供を行い、心肺蘇生法や救急法等についても広報紙や講習会等を通じて知識の普及を図る必要があります。

○母子保健事業、木の実会（母子クラブ）、幼稚園、保育園、学校等と連携し、子どもの事故防止について知識の普及、小児救急医療電話相談（＃8000）やかかりつけ医を持つことの必要性について、啓発、周知徹底を図る必要があります。

### 【 施策の方向性 】

子どもの事故や病気に関する知識の普及を図るため、啓発活動や情報提供を充実するとともに、心肺蘇生法や救急法等の講習会等を実施します。

## 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○心肺蘇生法・救急法等、発達段階に応じた子どもの事故や病気に対する知識や対処法について、小児救急医療電話相談（#8000）等、保護者が理解し、行動できるよう、母子保健事業等において周知を図ります。	健康福祉課
○家庭訪問や健康診査等での具体的な個別指導、健康教育により事故防止への意識の向上や、保育園、幼稚園等と連携して効率的な事故防止対策に取り組みます。	健康福祉課
○小児救急医療電話相談（#8000）や救急医療体制について、訪問や健康診査等で町民への周知徹底を図り、救急時等に適切な対応ができるよう支援していきます。	健康福祉課
○心肺蘇生法等の講習会について、保護者が積極的に参加できるよう開催内容を工夫する必要があります。	健康福祉課

## ⑨ 小児救急医療体制の整備

### 【 現状・課題 】

- 休日・夜間の当番医については、都窪医師会や周辺地域の医療機関で受診できる体制となっています。また、一部の医療機関では休日・夜間に小児科医の診察を受けることができます。
- 第1子や転入者など、かかりつけ医が決まっていない家庭がみられています。

### 【 施策の方向性 】

かかりつけ医をもって母子が専門家へ相談でき、安心して過ごせるよう、保護者への啓発を行っていきます。

## 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○かかりつけ医をもつことの重要性について、母子保健事業等で保護者に伝えていきます。	健康福祉課

## 施策の方向 I - (2) 教育・保育の充実 ●●●●●●●●

子どもの発達、愛着形成のために、一人ひとりの子どもの発達段階に応じた、保護者が安心して利用することができる質の高い教育・保育事業の充実が求められています。また、女性の社会進出により、保育ニーズが増加しているとともに、両親の働き方に応じた多様な保育サービスが必要となっています。

認可保育園の待機児童の解消に向け、受け入れ児童数を計画的に拡充するとともに、専門家と連携を図りつつ、保育人材の確保、教育・保育の質の向上に向けた取組を推進します。

### ① 教育・保育の提供体制の充実

#### 【 現状・課題 】

- 早島町内での事業所内保育の実施はない現状です。
- 保育園が3園となりましたが、平成31年4月時点で6名の待機児童が発生しています。
- 民間事業所の参入や近隣の市町村の受け入れ等、多方面から待機児童解消に向けて検討する必要があります。

#### 【 施策の方向性 】

教育・保育ニーズに応じた、様々な事業を展開していきます。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○認可保育園の待機児童の解消に向けて、保育園等の定員増について検討します。	健康福祉課
○保育士養成学校等に働きかけを行い、早島町内で保育士になりたいと考える人材発掘を行い、町独自の保育士処遇改善補助金制度を運用します。	健康福祉課
○保育事業の運営については民間活力を積極的に導入し、保育園もしくは幼稚園において、質の高い保育が提供されるよう支援します。	健康福祉課
○地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）等との連携を図り、様々な保育ニーズに応じた新たな保育事業については、柔軟な受け入れができるよう体制を整えます。	健康福祉課
○近隣の市町との連携を図り、町外の教育・保育事業の広域利用を図ります。	学校教育課 健康福祉課

## ② 教育・保育の内容の充実

### 【 現状・課題 】

- 保育時間の長時間化により、子どもの生活サイクルの乱れが生じているとともに、保護者が子育てに関わる時間が短くなっています。
- 子どもの預かり時間が長くなっているため、保育士・教諭の研修や、園内会議の時間を確保することが難しくなっています。

### 【 施策の方向性 】

保育士への研修や事業の見直し等を行い、子どもの発達段階に応じた教育・保育の質の向上を図ります。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○幼児期の特性や発達段階に応じた教育・保育の質の向上を図るため、保育士・教諭を対象とした知識・技術の専門性を高める研修への参加を促します。	学校教育課 健康福祉課
○地域や保護者から求められている教育・保育の提供のために、教育・保育内容の見直しや改善を図ります。	学校教育課 健康福祉課
○子どもの愛着形成のために、保護者が自らの責任を認識しながら積極的に子育てを行えるよう、保護者への講演会等を継続して行います。	学校教育課 健康福祉課
○指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保を目指します。	学校教育課 健康福祉課

## 施策の方向 I - (3) 子育て支援事業の充実 ●●●●●●●●

子育て家庭を取り巻く環境が変化しているため、子育て家庭の生活実態や意向を踏まえて必要に応じた教育・保育サービスを提供する必要があります。そこで、子育て支援事業を充実させ、共働き家庭だけでなく、家庭で子育てをしている保護者も積極的に利用することのできる事業を行います。また、多様な保育ニーズに対応した、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業、早島ふれあい・サポート・センター（ファミリー・サポート・センター）など、個々の家庭に応じた多様な保育サービスの充実に努めます。

### ① 利用者支援窓口の充実

#### 【 現状・課題 】

- 子育てコンシェルジュを中心に子育て支援事業の紹介を円滑に行っています。
- 子育てコンシェルジュが窓口で悩みを聞き、不安をもつ親子には保健師につなぐなど、早めに相談に応じ、必要な情報提供、相談に応じました。
- 児童館、かんだ子育て支援センターで出会う子育て中の親子の相談に応じ、悩みを聞き、必要な情報提供、相談に応じました。
- 利用を希望する人がスムーズに手続きできるようにする必要があります。
- 各種子育て支援事業を分かりやすく説明し、その家庭にあった事業を案内する必要があります。

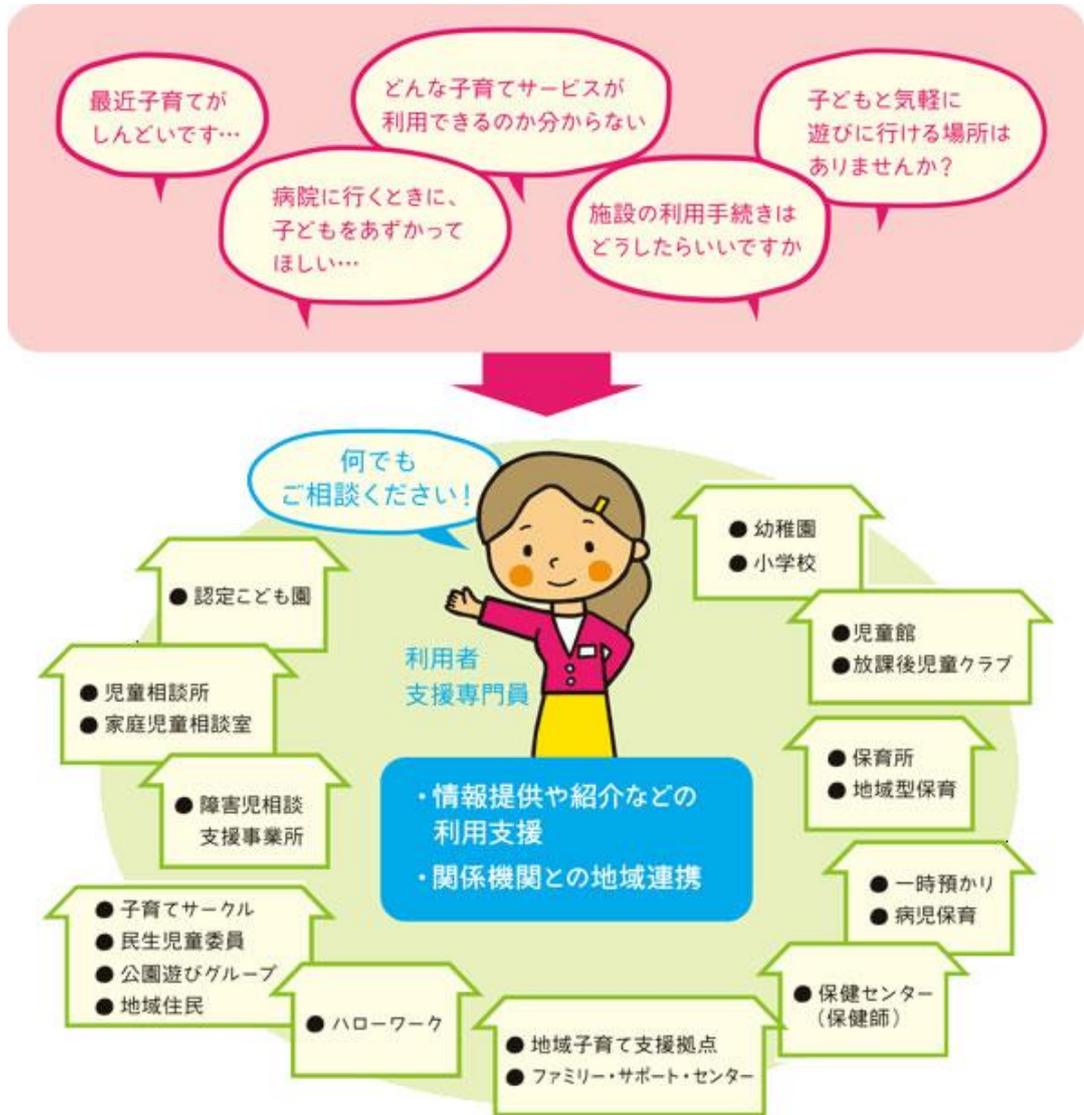
#### 【 施策の方向性 】

子どもまたは保護者・妊婦等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような身近な場所で情報提供を行います。また、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○利用者支援窓口で専門員を配置しており、子育て中の保護者が子育て支援事業を気軽に利用できるように引き続き情報提供を行います。	健康福祉課
○子育て家庭の相談を受け、その家庭にあった子育て支援事業を案内します。また、母子保健事業や関係機関との連絡調整を行い、連携の体制づくりを行います。	健康福祉課
○地域で必要な子育ての課題の把握や、社会資源の開発などに努めます。	健康福祉課
○子育て支援事業についてのパンフレット等を作成し、有効活用を図ります。	健康福祉課

子育てコンシェルジュのイメージ（内閣府 HPより）



※子育てコンシェルジュとは・・・

市町村が実施している子育て支援のサービスは、保育所や認定こども園、地域型保育だけでなく、地域のニーズに応じた様々な子育て支援のメニューがあります。

子育てコンシェルジュは、子育てをする方々がそれぞれの困りごとなどに合わせて、必要な支援を選択して利用できるよう、地域子育て支援拠点や行政窓口などで、情報の提供や支援の紹介などを行っています。

## ② 地域子育て支援拠点事業の充実

### 【 現状・課題 】

- アンケート調査の結果、子育て支援拠点事業を利用している割合が少ない現状です。
- 児童館では、子育て中の親子を対象に「おやこひろば」や「なかよしひろば」「ふれあいサロン」を開催し、保護者の交流を図るとともに、子育て支援についての情報提供を行っていますが、さらに子育て親子を対象とした行事の内容を充実し、周知を図る必要があります。
- 児童館では、駐車場が少なく遠いため、乳幼児を連れた利用や、環境の整備を検討するとともに、雨天時の利用促進を図る必要があります。
- 児童館内で放課後児童健全育成事業を実施していることから、場所が手狭になっています。

### 【 施策の方向性 】

子育てに関する情報提供を行うとともに、子育て親子を対象とした行事への参加を呼びかけ、参加者同士の交流を図り、楽しく子育てができる環境を提供します。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○子育て支援事業について分かりやすく情報提供できるよう、関係機関との連携を図ります。	健康福祉課
○子育て支援拠点事業について広く周知し、子育て親子の利用促進を図ります。	健康福祉課
○児童館の駐車場および環境整備をはかるため、施設整備を検討します。	健康福祉課

### ③ 一時預かり事業の充実

#### 【 現状・課題 】

- 一時預かりは月14日までの利用となっていることから、就労している保護者からは利用できる日数を増やしてほしいという要望があります。
- 令和元年度現在待機児童が発生しているため、就労している保護者については一時預かりを月20日まで利用できる状態としています。

#### 【 施策の方向性 】

緊急時や一時的な利用等、多様化する保育ニーズに対応するため、保育園での一時預かり事業を継続して実施します。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○就労している保護者の子どもが保育園に入園できるようにすることで、保育園の一時預かりを利用しやすい環境を引き続き継続して実施します。	健康福祉課

### ④ 乳児家庭全戸訪問事業の充実

#### 【 現状・課題 】

- 乳児家庭全戸訪問事業では、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、保護者の不安や悩みを傾聴し、安心して子育てができるよう適切な情報提供を行うとともに、養育環境を把握し、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供を行っています。
- 虐待や産後うつを予防するためには、早期から切れ目なく関わり、育児不安やストレス軽減を図ることが重要です。

#### 【 施策の方向性 】

育児不安やストレスを軽減し、保護者が安心して楽しく子育てができるよう、早期の訪問を通して支援していきます。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○乳児家庭をすべて訪問し、保護者の不安や悩みを受け止め、子育てに関する相談に応えることで、保護者の不安を軽減するよう努めます。また、必要に応じて様々な母子保健事業・子育て支援事業につなげることで、保護者が孤立することなく楽しく子育てができるように支援します。	健康福祉課

⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業の充実

【 現状・課題 】

- 養育支援訪問事業では、母子保健事業等を通じて把握した、特に支援を必要とする妊婦や親子に対し、相談や支援を行っています。
- 支援を必要とする妊婦や親子が安心して出産・子育てができるよう、早期から切れ目のない支援を行うことが必要です。

【 施策の方向性 】

母子健康手帳交付時の妊婦面接等を通じて、養育支援を必要とする親子や妊婦を早期に把握し、適切な支援につないでいきます。

【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○母子保健事業等で特に支援が必要とされる妊婦や親子に対して、相談や支援を行い、孤立することなく、安心して出産・子育てできるように、切れ目のない支援を行うよう努めます。	健康福祉課
○必要と認められるすべての妊婦や親子に対して実施できるよう、医療機関等とも連携し、対象者の把握に努めます。	健康福祉課

⑥ 早島ふれあい・サポート・センター（ファミリー・サポート・センター）の充実

【 現状・課題 】

- 急な援助希望や長期・固定的な援助に対応できるよう、おまかせ会員の登録増員に努める必要があります。
- 研修等の実施により、おまかせ会員の専門性の向上が必要です。

【 施策の方向性 】

急な援助希望や長期・固定的な援助に対応できるようおまかせ会員の登録増員とともに、研修等の実施によりおまかせ会員の専門性の向上を図ります。

【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○事業の趣旨、内容についてPRを強化し、会員の確保に努めます。また、急な援助希望があった場合の迅速な対応に努めます。	健康福祉課
○育児の援助を頼みやすくするため、会員同士の交流の場を設けます。	健康福祉課

事業概要	主担当課
○対象児童を小学6年生までに拡大しており、今後も継続して実施します。	健康福祉課
○おまかせ会員の有資格者の登録増員に努めます。	健康福祉課

## ⑦ 子育て短期支援事業の充実

### 【 現状・課題 】

○数年に1回の問い合わせがありますが、急務の必要性はなく事業実施には至っていません。

### 【 施策の方向性 】

保護者の疾病等で夜間の保育や宿泊を伴う保育が必要な乳幼児・児童を児童養護施設等で安全に受け入れられるように支援します。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○保護者の疾病等で夜間の保育や宿泊を伴う保育が必要な乳幼児・児童を把握し、児童相談所と連携し、児童養護施設等で安全に受け入れられるように支援します。	健康福祉課

## ⑧ 延長保育事業（時間外保育事業）の充実

### 【 現状・課題 】

○延長保育の利用が常態化しないよう、企業での子育て家庭への配慮を働きかけていく必要があります。

### 【 施策の方向性 】

子育て家庭の支援のため、継続して延長保育事業を実施します。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○保護者の就労形態の多様化に応じて、働きながら安心して子育てできるよう、引き続き延長保育事業を実施します。	健康福祉課

## ⑨ 放課後児童クラブ「城山学級」(学童保育)の充実

### 【現状・課題】

- 学童保育の利用児童数が増えているため、職員の確保等受け入れ体制を整える必要があります。
- 高学年の夏休みの利用希望等、学校の長期休暇中における対応を検討する必要があります。
- 職員を募集してもなかなか集まらないことがあり、確保が難しくなっています。

### 【施策の方向性】

学童保育の利用児童数の増加に対応するため、職員の確保等受け入れ体制を整備します。

### 【主な取組】

事業概要	主担当課
○利用児童数が増えているため、職員の確保を行うとともに、研修等への参加を促すことで、質の向上に努めます。	健康福祉課
○長期休暇等において長時間の預かりを実施しており、子どもの生活のリズムが不規則にならないよう工夫します。	健康福祉課
○「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子ども教室と連携を図った取組を進めます。	健康福祉課

## ⑩ 病児・病後児保育事業の充実

### 【現状・課題】

- 平成29年度より「岡山県病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定書」を締結しているため、協定に参加している施設については利用できるようになっています。
- 町内に病児・病後児保育を実施している機関がないため、保護者のニーズを把握するとともに、病児・病後児に対応できる施設や、事業の実施を検討する必要があります。
- 子どもが病気の際、家庭で看病できる職場環境の整備を働きかけていく必要があります。

### 【 施策の方向性 】

病児・病後児保育事業のニーズを把握し、関連機関や近隣市町で連携しながら検討します。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○保護者のニーズを把握し、関連機関や近隣市町で連携しながら慎重に検討します。	健康福祉課

## ⑪ 妊婦健康診査の促進

### 【 現状・課題 】

○妊娠届出時に母子健康手帳と母子保健ガイドを交付し、妊婦が健康診査を受け、安心安全に妊娠期をすごし、出産に臨めるよう、健康診査費用の一部助成を行っています。

○健康診査依頼票が有効に活用できるよう交付時の受診勧奨が必要です。

### 【 施策の方向性 】

妊婦健康診査の受診促進を図るとともに、妊婦面接を通して、支援を必要とする妊婦の状況把握に努めます。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○出産に対する不安を取り除くとともに、安全に出産できるよう、妊婦の定期的な健康診査の受診勧奨を行います。	健康福祉課
○妊娠・出産・育児のリスクを抱える妊産婦について、早期から確実に支援できるよう、医療機関等と連携を図ります。	健康福祉課

## 施策の方向 I - (4) 教育の質の向上 ●●●●●●●●

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるように、基礎的、基本的な知識、技能と思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度等の確かな学力が必要です。子どもが「確かな学力」「広い視野」「高い志」を持つため、家庭と学校・園の結びつき、それを支える地域とのつながりを強化します。

また、少子化や核家族化の進行により児童生徒の人間関係が固定化しやすい中、小中連携、一貫教育の実施により、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、小学校から中学校への接続を円滑化させます。同時に、保・幼・小・中に関係するものが一堂に会し、地域として大切にしていける取組内容を共通理解し、より健全な子ども育成を推進していきます。

### ① 保育士・教職員の質の向上

#### 【 現状・課題 】

○保育士や教職員が日々の保育や授業の中で、子どもたちの「わかった」「できた」を大切にし、自己肯定感・自己有用感を育む教育を行う必要があります。

#### 【 施策の方向性 】

保育士や教職員への研修機会を充実し、保育士・教職員の質の向上を図ります。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○子どもが良質な教育を受けることができるように、教育・保育環境の整備と、幼稚園、保育園、学校間の連携の強化、保育士や教職員への研修の充実を図ります。	学校教育課 健康福祉課
○学びの質や深まりに焦点をあて、各教科・道徳・総合的な学習の時間等において子どもたちがより主体的に学習に取り組むための効果的な指導法について講師を招き、参画型の研修会を実施します。	学校教育課 健康福祉課

## ② 学力向上プランの充実

### 【 現状・課題 】

- ゲームやスマートフォンに接する時間の増加により、学習時間の減少が見られます。
- 全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国平均と比べ低い現状があるため、向上させる必要があります。

### 【 施策の方向性 】

児童生徒の学力向上とともに、規則正しい生活リズムを身に付けるために支援を行います。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○児童生徒の学力調査結果から、学年の経年比較を分析し、教育指導の成果と課題を検証し、全教職員で改善策を徹底することで教育効果を高めます。	学校教育課
○「早島っ子チャレンジカード」を活用し、保幼小中で期間をそろえて、規則正しい生活リズムを整えます。	学校教育課

## ③ 小・中一貫教育の実施

### 【 現状・課題 】

- 今後、小・中の連携を強化し、一貫した取組を進めていく必要があります。

### 【 施策の方向性 】

小・中学校の連携を強化し、一貫した教育に取り組みます。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○小・中学校の義務教育9年間のカリキュラムを連続性・一体性のあるものにすることで、自主的・共同的に課題に取り組み、解決する力を育みます。	学校教育課
○幼・小・中学校一体となった学校運営会の運営や教育活動の計画・実施・評価を共同的に行います。	学校教育課
○積極的に小・中学校の人事交流を行います。	学校教育課

#### ④ 保・幼・小・中の連携

##### 【 現状・課題 】

- 行事等の都合もあるため、早めに学校、園で日程調整をすることで、教職員研修や園児・児童・生徒の交流を計画的に行う必要があります。
- 各園や学校で行っている行事や取組について、共通理解が図れるよう、普段から連携して交流を行う必要があります。

##### 【 施策の方向性 】

小・中の連携を強化し、子ども一人ひとりに応じた学力・体力・人間力などを身につけるための支援を行います。

##### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○子どもたちの年齢に応じたふさわしい学力・体力・人間力などを身につけることを目的に、保・幼・小・中の連携を引き続き実施します。	学校教育課

#### ⑤ 「はやしま学」の推進

##### 【 現状・課題 】

- 就学に向けた情報共有や、小・中学校の教職員の兼務、「はやしま学」の実施等、子どもや保護者、地域に実感がもてる一貫教育をしていく必要があります。
- 地域の人々やボランティアを養成できる体制づくりを図っていく必要があります。

##### 【 施策の方向性 】

子どもたちの学力・人間力の向上に向け、「はやしま学」を推進します。

##### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○「学校教育ビジョン」に基づいて、保・幼・小・中の連携強化と小・中一貫教育を推進するとともに、地域とのつながりが実感できる教育を行うことで、子どもたちの学力・人間力の向上と郷土への愛着心を育成します。	学校教育課
○学校と地域で「はやしま学」を実施し、地域を愛し、地域の発展を願う子どもの育成に取り組みます。また「はやしま塾」を開設することで、学校外での子どもたちの学びの場を保障します。	学校教育課

## ⑥ ICT教育の推進

### 【 現状・課題 】

○教職員の異動等により、教職員間でICT活用能力や知識に格差があるため、子どもたちに対して授業を行う際にICT機器の活用レベルにも格差が生じています。

### 【 施策の方向性 】

教職員間でICT活用能力や知識の向上を図り、教職員の資質向上に努めます。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○小中学校とも、デジタル教科書の使用を通して、視覚的効果を高めるなど、授業の中でICT機器を積極的に活用し、児童生徒の学習意欲を高め、児童生徒の基礎的な学力の定着に努めます。	学校教育課
○ICT機器を使用した授業を他の教職員にも公開することで、教職員の資質向上に努めます。	学校教育課

## ⑦ 校務の効率化の推進

### 【 現状・課題 】

○子どもと接する時間を確保するためには、さらなる校務の工夫と効率化の推進が必要です。

### 【 施策の方向性 】

子どもと接する時間を確保するため、さらなる校務の工夫と効率化を推進します。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○校務支援ソフトを活用し、効率的な運用とミスの軽減等により校務作業の負担を軽減し、教職員が児童生徒と向き合う時間や教材研究の充実を図ります。	学校教育課

## 施策の方向 I - (5) 次代の親の育成 ●●●●●●●●

核家族化やライフスタイルの多様化、地域活動への不参加の傾向によって、子どもたちが、世代間の交流が少ないまま親となることが多くなっています。

思春期の生徒が乳児とふれあう体験を通して、子育ての喜びや命の尊さや家族の絆の大切さを感じ取り、親の役割を考える機会とし、将来親になるための準備教育として活動を進めます。

また、思春期の保健対策として、生命の誕生と性、性感染症等に関する正しい知識の普及など、子どもが健やかに成長していけるよう支援していきます。

### ① 乳幼児とのふれあい体験の充実

#### 【 現状・課題 】

- 中学校では、次代の親となる子どもたちが、保育園等への職場体験や、夏ボランティアでのふれあい体験を通じて、乳幼児の特性を知り、子育ての楽しさ、大変さを感じることができる機会を設けています。
- 中学生のふれあい体験では、幼稚園・保育園の保護者や園の先生の様子から子どもを大切に思う気持ちを感じ取ることで、母性・父性を高めていく経験となるように努めています。
- 中学校では、助産院の院長による性に関する講習会を行い、赤ちゃん人形や妊婦ジャケットを使った体験活動を通じて、父親・母親になる自覚を持つよう意識啓発を行っています。

#### 【 施策の方向性 】

次代の親となる子どもたちが、将来子どもを育てることの大切さを感じ、母性・父性を高めることのできるよう関係機関と連携して、乳幼児とのふれあい体験の充実を図ります。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○中学生を対象とした育児体験学習や、ボランティア活動を通して、乳幼児に接する機会を増やします。	学校教育課
○子育て中の保護者に話を聞く機会を設け、子育ての楽しさ、大変さを学べるよう内容を充実します。	学校教育課

## ② 学校における性教育等保健の充実

### 【 現状・課題 】

- 子どもたちが、自分や他者の生命を大切にする心を育てる取組を進め、責任ある行動をとることができるように意識啓発を一層進める必要があります。
- 男女が協力して子育てをすることの大切さや、家庭を築くことの意義を伝えていく必要があります。
- 学校における性教育等保健について、小・中学校の連携を強化していく必要があります。
- 性に関する知識や心と体のバランスについて、工夫しながら取組を進めていく必要があります。

### 【 施策の方向性 】

学校における性教育等保健について、小・中学校の連携を強化していきます。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○次代の親となる子どもたちが、生命の大切さ・尊さを理解し、性に対する基礎的・基本的事項を正しく認識して行動することができるよう、教育内容、指導の充実を図ります。	学校教育課
○保健体育や学級活動、講演等により、子どもたちが性に関する正しい知識を身につけることができるよう、小・中学校が連携して発達段階に応じた指導を行います。	学校教育課

### ③ 性感染症の情報提供と予防の啓発

#### 【 現状・課題 】

- インターネットが普及し、情報が氾濫する現代社会において、適切な情報を取捨選択する能力が必要です。
- 他人事として捉えるのではなく、身の回りに起こり得ることだと認識させることが必要です。

#### 【 施策の方向性 】

性感染症の情報提供と予防の啓発に努めます。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○エイズ等性感染症の危険性や感染の実態に関する情報提供を行い、感染予防の啓発に努めます。	学校教育課

## 基本目標Ⅱ 親が安心して子どもを生み育て、家庭の育てる力を支えるまち

### 施策の方向 Ⅱ－（１）安心して出産できる環境づくり ●●●●●●●●

妊娠、出産、子育てに関する不安を解消し、妊婦の飲酒や喫煙における危険性等を理解することで、安心して出産ができる環境づくりが必要です。妊産婦や乳幼児に対する切れ目のない保健対策を充実するとともに、妊婦の健康状態の把握や、妊娠・出産・子育てに関する情報提供が求められています。

また、出産後も心身の不調・育児不安等の育児困難感がある母親が安心して育児ができるよう、子育て支援の一助とするとともに、産後うつや児童虐待防止につなげることを目的とし、産婦健康診査や産後ケア事業活用のための情報提供を実施していきます。

#### ① 産前からの支援・妊婦の健康づくり

##### 【 現状・課題 】

- 母子健康手帳交付時には保健師が面接し、妊娠期から切れ目のない支援を受けられるよう、母子保健事業について情報提供するとともに、妊娠・出産についての悩みや周囲のサポート状況を把握しています。平成30年度実施率は100%となっています。
- 妊娠12週以降の届出が平成30年度では3件ありました。また、妊婦訪問の結果、平成30年度は、継続支援が必要なケースが3件中1件あり、妊娠中からの継続した支援の充実が必要です。
- 核家族、高齢妊婦、精神疾患等の持病がある妊婦が増加傾向にあります。妊婦のニーズを把握し、適切な支援につなげるとともに、妊娠期からの相談しやすい関係づくり、出産育児環境の把握が必要です。
- 不妊症・不育症のために子どもを持つことができない夫婦に対し、治療費が高額である不妊・不育治療の医療費の一部を助成することにより経済的負担を軽減し、不妊・不育治療対策の充実を図っています。

##### 【 施策の方向性 】

必要に応じた情報提供等の支援により、妊娠中から母子の健康づくりを支援します。また、不妊・不育治療の助成を継続します。

## 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○妊婦面接等で、妊娠中の食事や運動・過ごし方等知識の普及や、不安の軽減を図るとともに、支援が必要な妊婦を早期から把握し介入します。	健康福祉課
○母子が地域で孤立することのないよう、妊娠中から母子を見守る環境づくりに取り組めます。	健康福祉課
○不妊・不育治療は治療費が高額であるため、医療費の一部を助成していますが、継続して実施していきます。	健康福祉課

## ② 妊婦の喫煙・飲酒についての知識の普及

### 【 現状・課題 】

- 母子健康手帳交付時に、喫煙、飲酒についてのアンケート調査を行い、妊娠中の喫煙（家族も含む）の危険性について伝えています。また、各種母子保健事業を通じて生活環境を整える必要性を伝えています。
- 妊娠中の喫煙や飲酒は、たとえ少量でも摂取すると胎児の発育に悪影響を及ぼすと言われており、引き続き妊婦に対して飲酒・喫煙の害の影響を指導することが必要です。
- 妊婦本人だけでなく、家族や周囲の人にも飲酒・喫煙の害を知ってもらうことが必要です。受動喫煙についても周知・啓発していく必要があります。

### 【 施策の方向性 】

妊婦やその家族等に対して飲酒・喫煙の害の影響について啓発、指導します。

## 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○妊娠・出産におけるリスク軽減のため、妊婦面接等で妊婦への飲酒・喫煙の害や健康づくりについての指導を行います。	健康福祉課
○妊婦の家族や周囲の人に向けて、広報紙やホームページを活用して喫煙のリスクおよび受動喫煙のリスクについて知識の普及・呼びかけを行っていきます。	健康福祉課

### ③ 産後ケアの推進

#### 【 現状・課題 】

- 産後1か月までの間、産婦が医療機関からサポートを受けられる産後ケア事業を実施しています。
- 平成30年度からは産婦健康診査が開始となり、産後2か月までの産婦の心身の健康状態を確認するとともに、必要に応じて医療機関と連携し、支援が必要な親子に対して養育支援訪問等の継続支援を行っています。
- 産後うつを予防し、母が安心して産後の生活を送るためには、医療機関等との十分な連携が必要です。

#### 【 施策の方向性 】

支援を必要とする妊産婦を把握し、切れ目なく支援するとともに、医療機関と連携し、産後ケアの充実に努めます。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○産後うつを早期から発見し、医療機関と連携しながら介入することで産婦が安心して子育てできるよう、産婦健康診査の受診勧奨を行っています。	健康福祉課
○産後ケア事業を利用し、専門家の指導や支援を得ることで、退院後自信をもって過ごすことができるよう、妊婦面接等での情報提供を実施します。	健康福祉課

## 施策の方向 II - (2) 相談・情報提供体制の充実 ●●●●●●●●

核家族化の進展や地域におけるつながりの希薄化等によって、不安を持ちながら子育てをする保護者が増えています。

子育て世代の総合相談拠点である子育て世代包括支援センターにおいて、相談機能の充実を図るとともに、妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない支援を実施します。

また、子育て家庭が必要とする子育て支援を十分に利用できるように、情報提供体制の整備や各種事業の周知を行います。

### ① 母子保健事業の充実

#### 【現状・課題】

- 妊婦面接、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査、保育相談、ベビママサロン等の母子保健事業を通して継続的に親子に関わり、支援を行っています。
- 保育相談では、就学前児童の保護者を対象として毎月1回、保健師による育児相談、保健指導を行い、希望者には栄養士や歯科衛生士による専門的な指導を行っています。また、つどいの広場を同時開催し、保護者同士の交流の場となっています。さらに平成25年度からは愛育委員による「愛あい広場」も同時開催しており、参加者と愛育委員との交流の場にもなっています。
- ベビママサロンでは、生後4～5か月児、生後7～8か月児を持つ保護者を対象として、2回を1クールとして年6クール、月齢に合わせて、離乳食初期・中期のすすめ方や乳幼児の歯の手入れについての講話、町の保健福祉サービスの紹介、子育てミニ講座、同月齢児を持つ保護者同士の交流等を行っています。
- わんぱく広場では、2歳6～8か月児を持つ保護者を対象として、年4回、むし歯予防や2歳児の栄養についての講話、同年齢児を持つ保護者同士の交流等を行っています。
- 保育相談等母子保健事業では、希望者が参加しやすい環境の配慮や、保護者同士の交流の場として活用されるよう事業の実施方法を検討する必要があります。
- 保育相談等事業では、参加した保護者が相談・啓発を通じて育児に自信を持てたり、安心できるよう、事業内容の充実が必要です。

### 【 施策の方向性 】

乳幼児健康診査等母子保健事業を通じて正しい情報の提供を図り、子どもの発達に応じた相談支援体制を充実します。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○乳幼児健康診査等母子保健事業を通じて正しい情報・知識の普及を図り、子どもの発達に応じた相談体制を充実します。	健康福祉課
○保育相談等母子保健事業では相談等を通して母子の状態を把握し、個々にあった母子保健サービスが利用できるよう支援するとともに、気軽に相談できる関係づくりに努めます。	健康福祉課
○保育相談について、引き続き安心して相談のできる体制を充実します。また、広報や町ホームページ等で事業の周知を図るとともに、保護者同士や地域の愛育委員との交流の場として活用していきます。	健康福祉課
○ベビママサロンでは、離乳食や歯の健康等育児に必要な知識について、保護者がその重要性を理解でき、気軽に集える場となるよう内容の充実を図ります。	健康福祉課

## ② 広報紙やホームページ等による情報提供の充実

### 【 現状・課題 】

○広報紙やホームページ等、町民に伝わりやすい情報提供の方法を検討するとともに、関係機関との連携をさらに深め、必要な情報を容易に入手できるようにする必要があります。

### 【 施策の方向性 】

広報紙やホームページ等、子育て支援に関する情報提供の充実を図ります。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○子育てに関する地域の情報や各種子育て支援の事業内容について、町のホームページの充実に努めます。また、広報紙についても、保護者が興味をもって読めるように内容の充実に努めます。	健康福祉課

### ③ 子育て支援拠点施設における総合的な情報提供

#### 【 現状・課題 】

- 子育て親子を対象とした行事の内容を充実し、周知を図る必要があります。
- 児童館では、駐車場を含めた環境の整備を検討するとともに、雨天時の利用促進を図る必要があります。
- 児童館内で放課後児童健全育成事業を実施していることから、場所が手狭になってきています。

#### 【 施策の方向性 】

子育て支援拠点施設等を通じて、子育て支援に関する情報提供の充実を図ります。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○子育て支援事業について分かりやすく情報提供できるよう、関係機関との連携を図ります。	健康福祉課
○子育て支援拠点事業について広く周知し、子育て親子の利用促進を図ります。	健康福祉課

### ④ 子育て支援サービスの利用者支援の窓口の充実

#### 【 現状・課題 】

- 利用を希望する人がスムーズに手続きできるようにする必要があります。
- 各種子育て支援事業を分かりやすく説明し、その家庭にあった事業を案内する必要があります。

#### 【 施策の方向性 】

関係機関と連携し、子育て支援サービスの利用者支援の窓口の充実を図ります。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○利用者支援窓口で専門員を配置し、子育て中の保護者が子育て支援事業を気軽に利用できるよう情報提供を行うとともに利用手続きを案内します。	健康福祉課
○子育て家庭の相談を受け、その家庭にあった子育て支援事業を案内します。また、母子保健事業や関係機関との連絡調整を行い、連携の体制づくりを行います。	健康福祉課

## ⑤ 子育て世代包括支援センターの充実

### 【 現状・課題 】

- 平成29年度より子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健コーディネーターによる妊娠・出産・子育てについての相談支援等を実施しています。対応者数は平成29年度187件、平成30年度447件となり増加しています。
- 子育て世代包括支援センターについては、妊婦面接や乳児家庭全戸訪問等で情報提供を行っており、支援を必要とする妊婦や親子が活用できるよう、今後も継続して周知を図る必要があります。
- 母が地域で安心して出産・子育てができるよう、妊娠期からの切れ目ない支援を行うことが必要です。

### 【 施策の方向性 】

妊娠期から切れ目なく関わり、妊娠・出産・子育てについての相談等の支援を担う子育て世代包括支援センターの充実を図ります。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○妊娠・出産・育児について相談できる窓口として活動するとともに、母が安心して子育てできるよう、妊娠期からの切れ目ない支援を提供します。	健康福祉課

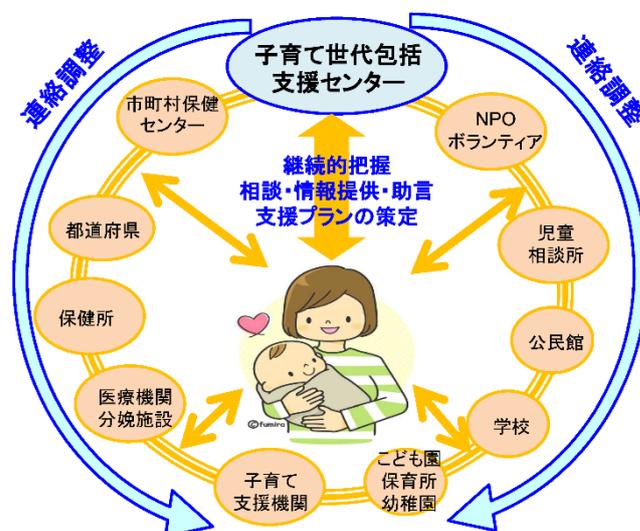
子育て世代包括支援センターの役割のイメージ（厚生労働省 資料より）

※子育て世代包括支援センターの役割とは・・・

子育て世代包括支援センターでは、包括的なサービス（「母子保健サービス」、「子育て支援サービス」の両方を含む。）を、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく提供するためのマネジメントを行っています。

実施している主な業務内容は以下の通りです。

- ①妊産婦等の状況の継続的把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言
- ③保健、医療、福祉、教育の関係機関との連絡調整
- ④支援プランの策定



## 施策の方向 II - (3) 家族で協力した子育ての推進 ●●●●●●●●

母親の子育てに対する不安や負担を軽減するためには、父親や祖父母が積極的に子育てに参加することが必要です。

子育てへの父親参加を促進するため、男性が家事・育児をするための意識づくりや、男性が家事・育児に参画するための学習の場やきっかけづくりに取り組みます。

### ① 男女共同参画意識の啓発

#### 【 現状・課題 】

- 家族を構成する者が、責任を持って家事や子育て等をともに担っていく必要があります。
- 父親の育児協力について、事業所等への啓発を行い、子育てに参加できる環境づくりに努めていく必要があります。

#### 【 施策の方向性 】

家庭、地域、職場で男女の固定的な役割分担意識を是正するための啓発、広報活動を推進します。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○家庭、地域、職場で男女の固定的な役割分担意識を是正するための啓発、広報活動を推進するとともに、学校や生涯学習の場で男女共同参画に関する教育を推進します。	学校教育課 生涯学習課
○妊娠から出産・子育てにおける父親の役割や母親への支援の必要性等について、父親自身が認識できるよう、広報活動を推進します。	健康福祉課

## ② 家族や祖父母の育児参加の促進

### 【 現状・課題 】

○家族や祖父母に子育ての基本的知識を普及し、育児参加を促す必要があります。

### 【 施策の方向性 】

家族や祖父母の育児参加に向け、情報提供や啓発を進めます。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○家族全員が育児や家庭教育について知識を共有し、子育てに取り組んでいけるよう、幼稚園や小学校、母子保健事業において、父親や祖父母の育児参加を促進します。	健康福祉課
○家族全員が子育てにおける役割を果たせるように、保護者の学習機会の提供や、親意識の啓発を図ります。	健康福祉課

## 施策の方向 II - (4) 子育てと仕事の両立 ●●●●●●●●

共働き家庭が増加しており、今後も仕事と子育てを両立するための支援が求められます。仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

就労している保護者が子育てに参加しやすいように、企業における子育てへの理解や、男女ともに育児休業制度を取得しやすい職場環境づくり等、企業における子育て家庭への理解の促進を図ります。

また、働き方改革関連法「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を踏まえ、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進するとともに、多様な保育サービスの展開など、仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくりに努めます。

### ① 育児に対する事業所の理解と協力の促進

#### 【 現状・課題 】

○両親ともに育児休業制度を利用しやすい職場づくりを働きかける必要があります。

#### 【 施策の方向性 】

育児休業取得など育児に対する事業所の理解と協力を促します。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○事業主や従業員に対し子育て支援の必要性について啓発し、育児休業の取りやすい雰囲気づくりや労働時間の短縮等、子育て中の保護者が仕事と子育てを両立できるような職場環境づくりを促進します。	健康福祉課
○育児休業取得率を高めるために、企業への育児・介護雇用安定助成金等のPRによって、育児休業制度及び休業中の手当の支給等の促進を図ります。また、働く母親、父親に対しても、育児休業制度についての周知徹底を図り、育児休業の取得を促進します。	健康福祉課

## ② ワーク・ライフ・バランスの推進

### 【 現状・課題 】

○仕事と子育ての両立のためには、仕事と家庭生活との調和を図る必要があります。

### 【 施策の方向性 】

仕事と子育ての両立を図るため、地域の子育て支援事業等の利用促進を図ります。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○働く保護者が、仕事と家庭生活の両立ができるよう、地域の子育て支援事業等の情報提供や利用促進を図ります。	健康福祉課

## ③ 育児休業制度利用促進

### 【 現状・課題 】

○国と同様、母親の育児休業の取得はすすんでいますが、父親の取得は低い状況です。

### 【 施策の方向性 】

育児休業制度の利用促進に向け、企業への働きかけを行います。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○国や県、関係機関と連携して、企業に対して育児休業制度の周知を図ります。また、仕事と家庭を両立させるための制度を導入し、利用を促進した場合に企業単位で助成金が支給されるなどの、助成制度等のPRと活用促進を図ります。	健康福祉課

#### ④ 働き方改革、父親の家事・育児の参画促進

##### 【 現状・課題 】

- 就学前児童の保護者で「配偶者の家事・育児の分担による協力があること」「仕事と子育ての両立に対する職場の理解があること」の割合が6割近くとなっており、父親の家庭参画や子育てとの両立に向けての職場の理解を求めています。
- 個々の家庭状況に応じた多様な働き方を促進できるよう企業に働きかけていくとともに、働き方改革による就業時間の減少を踏まえ、父親の家事・育児の参画を促進することが必要です。

##### 【 施策の方向性 】

男性が育児へ参加しやすい職場づくりを働きかけます。

##### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○仕事・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換に向け、啓発や企業への働きかけを行うとともに男性が育児へ参加しやすい気運を高めます。	健康福祉課

## 施策の方向 II - (5) 子育てに関する経済的負担の軽減 ●●●●●●●●

少子高齢化や単身化がさらに進行し、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、子育てにおける悩みとして、経済的負担は依然として高くなっており、町における制度や助成の周知を行い、国や県の動向を踏まえ充実を図ることが必要です。

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、就学前子どもの給食費の負担の軽減等、現在行っている施策をより一層充実させるとともに、新たな支援の方策を検討します。

### ① 経済的負担軽減施策の周知

#### 【 現状・課題 】

- 育児に対する経済的負担感が増加しており、支援についての周知活動を行っていく必要があります。
- 経済的負担を感じている家庭の状況を把握し、適切な支援を実施していく必要があります。
- 育児にかかる経済的負担を感じている小学生児童保護者の割合は、前回計画策定当時と比べてほぼ横ばいとなっており、今後も、子育て家庭に対して経済的負担の軽減について検討していく必要があります。
- 小児医療費の助成については中学校卒業まで保険診療分については無償化を図っていますが、町負担の金額が年々増えています。
- 各種助成制度等についてより多くの方へのさらなる周知を図る必要があります。

#### 【 施策の方向性 】

子育て支援に対する助成制度の周知を図り、適切な支援を図ります。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○児童手当制度や小児医療費の助成等について周知徹底を図ります。また、その他の各種経済的負担軽減施策についても周知に努めるとともに今後も引き続き助成を行います。	健康福祉課
○障がい児を対象とした、特別児童扶養手当・障害児福祉手当や心身障がい者医療の助成等についてホームページや広報紙を活用して周知徹底を図ります。	健康福祉課
○ひとり親家庭については、窓口において該当者に児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の制度の説明や申請案内を引き続き実施します。	健康福祉課

## ② 実費徴収に係る給付を行う事業の充実

### 【 現状・課題 】

○幼稚園・保育園において実費徴収に係る補足給付事業は行っていますが、現在対象者はいません。

### 【 施策の方向性 】

実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について、検討します。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○低所得世帯の生活状況等を把握し、事業実施の必要性を検討します。	健康福祉課

施策の方向 Ⅲ－（１）子どもの居場所づくり ●●●●●●●●

子どもが安心して外遊びができる場所が少なく、それに伴い、地域の人々と子育て家庭が交流する機会が少なくなっています。健やかでたくましい子どもを地域全体で育むために、子どもの安全な居場所づくり、子どもや保護者、地域住民が交流できる場づくりに取り組みます。

児童館を、子どもたちにとって居心地の良い場所にしていくための施設整備を行うとともに、事業へ参加していない児童、中高生、障がい児へのニーズに対応した運営のあり方の見直しを図ります。また、子どもを含めて利用者が安全かつ快適に過ごせるように、近隣住民の理解を得ながら、公園緑地の整備・改修を計画的に進めます。

① 児童館事業の充実

【 現状・課題 】

○児童館は、早島町の子ども（18歳未満）なら誰でも無料で利用でき、様々な行事やイベントを行っています。放課後や休日、長期休暇等の地域の受け皿として、子どもたちが主役となる居場所を提供するとともに、遊びや集団活動を通じて子どもたちの健全な育成を図っています。児童館の利用者が増えるよう、各種行事の内容を見直し、改善を図る必要があります。

【 施策の方向性 】

児童館の利用者促進に向け、各種行事の内容を見直し、改善を図ります。

【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○放課後や長期休暇中の子どもの居場所として、児童の利用者が増えるよう、各種行事等内容の充実を図ります。また、学校や地域の行事等を考慮し、各関係機関や地域ボランティアの協力を得ながら運営します。	健康福祉課

## ② 公園・遊び場の整備

### 【 現状・課題 】

- 公園や広場、雨天でも利用できる遊び場の確保について検討する必要があります。
- 子どもが外で安全に遊ぶことができる遊び場づくりに引き続き取り組むとともに、既存の公園や遊具の改修による有効活用を図り、情報提供していく必要があります。
- お年寄りから小さい子どもまで集うことができ、障がい者も利用できるようなユニバーサルデザインの公園や広場の整備について検討する必要があります。

### 【 施策の方向性 】

- 子どもが外で安全に遊ぶことができる環境整備を進めます。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○子どもが安心して遊ぶことができ、地域の人々との交流ができる場として公園や遊具を整備し、住民の理解を得ながら、より多くの人々が利用できるように努めます。	建設農林課
○遊具については、子どもの発達段階に応じた整備に努め、定期的に点検整備を行うとともに、設置等に対する助成を引き続き実施します。	建設農林課
○全天候型の遊び場の整備を検討します。	健康福祉課
○子どもの遊び場周辺の道路等の環境整備について検討します。	建設農林課
○既存の公園や施設の利用促進を図ります。	建設農林課 健康福祉課

### ③ 放課後子ども教室の充実

#### 【 現状・課題 】

- 放課後子ども教室が開催する活動等に放課後児童クラブ「城山学級」の児童が参加できるよう、共通プログラムを検討する必要があります。
- 参加人数が年々増加しており、スタッフの人手不足や、活動場所の確保が課題となっています。
- 運営協議が年1回しか実施できておらず、さらに連携・協議を行う必要があります。
- 学校の余裕教室が年々減少し、活動場所の確保が課題となっています。

#### 【 施策の方向性 】

放課後子ども教室が開催する活動等について、共通プログラムを検討します。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○「放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保し、子どもたちの育ちや学びを、学校・家庭・地域が相互に連携して支援します。	生涯学習課
○放課後子ども教室と放課後児童クラブ「城山学級」が一体型に実施できるよう協議会や運営委員会で連携を図り、共通のプログラムの実施・拡大を進めるとともに地域の方の協力のもと体制の整備に努めます。	生涯学習課
○共通のプログラムの実施にあつては、引き続き小学校の余裕教室・体育館を有効に利用するとともに、校庭、図書室等の一時利用についても検討します。	生涯学習課

## 施策の方向 III－（２）地域とともにある学校づくり ●●●●●●●●

学校と地域の連携は、従来から「開かれた学校づくり」などの名称で進められていましたが、さらに一歩踏み込み、地域の人々と学校が教育目標やビジョンを共有し、一緒に協働するパートナーとなる「地域とともにある学校」が求められています。

地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘されている中、学校が抱える課題は複雑化、困難化しており、チームとしての学校、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働が重要とされています。

### ① 学校と地域の交流活動の推進

#### 【 現状・課題 】

○地域のボランティアを養成できる体制づくりを図っていく必要があります。

#### 【 施策の方向性 】

地域のボランティアを養成できる体制づくりを進めます。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○児童・生徒が自主的に地域活動や地域の交流の場に参加できるよう、学校と地域の交流活動を引き続き実施します。	生涯学習課

## ② 家庭、地域に開かれた学校づくりの推進

### 【 現状・課題 】

○今後も学校と地域との交流を促進し、地域に開かれた学校づくりを進めていく必要があります。

### 【 施策の方向性 】

学校と地域との交流を促進し、地域に開かれた学校づくりを進めていきます。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○学校の教育活動や学校運営についての学校評価や情報について、ホームページ等での積極的な提供を行うとともに、学校運営協議会制度や地域協働本部を充実し、家庭や地域社会から信頼される学校づくりに努めます。	学校教育課
○早島幼稚園において、在園児と未就園児との交流、保護者同士の交流を目的とした園庭開放を実施しています。早島小学校・早島中学校では、学校開放日を設定し自由に参観していただくことで、地域の方に学校の様子を知らせています。	学校教育課

## 施策の方向 III－(3) 子どもや子育て家庭に配慮した環境の整備 ●●●

妊婦や乳幼児を連れた保護者が外出しやすいよう、公共施設、道路、公園などの整備や改修時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、既存施設については、ベビーカーでの親子連れや、障がい者が利用しにくい道路や交通機関、公共施設などのバリアフリー化を進めます。

また、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、子どもの自主的な防犯行動を促進するための指導等を充実するとともに、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

### ① 子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりの推進

#### 【 現状・課題 】

- 乳幼児に配慮したおむつ替えスペース等のトイレの設置や授乳できる赤ちゃんの駅の普及を図る必要があります。
- 交通安全教室の開催後は、交通安全の重要性について意識が高まりますが、その意識を継続させることが重要であり、普段からの意識の啓発が必要です。
- 通学路等の危険な箇所について、改善を図る必要があります。
- 街頭交通指導について、高齢化や共働き世帯の増加等の問題により、担い手が不足してきています。

#### 【 施策の方向性 】

公共施設等において、子ども連れの利用者に配慮した施設・設備の整備を促進します。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○教育施設の定期的な点検を実施し、是正箇所を随時改修していくことで快適な環境づくりを推進します。	学校教育課
○子どもだけの外出時に安心して通行できるよう、歩道の整備や危険箇所の対策を行います。	学校教育課
○保育園・幼稚園・小学校・中学校で実施する交通安全教室の際に、信号機を活用した実践的な交通安全教育を行うと共に警察署と連携した交通安全マナーの啓蒙・啓発に取り組みます。	総務課
○小学生の下校時に、教員や地域のボランティアによる見守り活動を引き続き実施します。	学校教育課
○通学路の安全点検を定期的実施し、危険箇所の改善を関係機関に要望することで、安心安全な通学路の確保に努めます。	学校教育課

## ② 地域による防犯活動の推進

### 【 現状・課題 】

- 子どもの安全・安心を図るため、子ども110番の家の設置を促進するとともに、地域の見守り体制を構築する必要があります。
- 子どもが実際に声をかけられた時に、学んだことを活かすことができるようになり返し指導することが必要です。
- 夏休み中の夜間巡回や神社の春と秋のまつり等の巡回指導については、20人から30人が夜間の巡回に取り組むため、警報発令等で中止にする場合、緊急の連絡や確認等が難しい場合があります。
- 個別運用からネットワーク型への改修について、必要かどうか検討する必要があります。

### 【 施策の方向性 】

地域の人々と関係機関が連携して防犯活動を行うことにより、子どもと保護者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○子ども110番の家について、子どもへの周知と非常時の活用の呼びかけを引き続き行うとともに、設置状況の確認等を行います。また、青少年育成推進協議会やPTA等の補導活動、巡回活動等と連携を図り、地域ぐるみによる青少年の健全育成を推進します。	生涯学習課
○防犯メールや「早島スクールネット」の登録を呼びかけ、保護者や地域の人々の防犯意識の向上を図ります。	学校教育課

## 施策の方向 III- (4) 子育て支援ネットワークづくり ●●●●●●●●

子育ては、保護者と地域の人々が互いにつながりを持ち、地域社会への参加の意識を持つことが重要です。

各所で実施する子育て広場、子育てサロン、子育てサークルなど身近なところでの相談や保護者同士が交流できる場を充実します。

また、地域の人々の子育てに対する理解を深めるため、見守り活動等の地域の活動と子育て家庭との関わりの強化に努めます。

### ① 地域の子育て支援ネットワークの構築

#### 【 現状・課題 】

○保護者が安心して子育てできるよう、地域のつながり強化が必要です。

#### 【 施策の方向性 】

地域における子育て支援者が連携し、地域の子育て支援ネットワークを構築します。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○自治会等を中心に、愛育委員・栄養委員、民生委員・児童委員等、地域における子育て支援者の連携を促進し、子育て家庭との交流活動や支援活動が充実・活発化するよう、子育て支援のネットワーク構築を目指します。	健康福祉課

### ② 子育てボランティアの養成

#### 【 現状・課題 】

○子育て中の保護者が講演会や会議等に積極的に参加できるよう、子育てボランティア等による託児サービスを行う必要があります。

○世代間ギャップがあり、具体的なアドバイスなどができにくくなっています。

#### 【 施策の方向性 】

子育て中の保護者が講演会や会議等に積極的に参加できるよう、子育てボランティア等の養成を図ります。

## 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○子育てボランティアを養成するため、関係機関と連携をとりながら、体制の整備を図ります。	健康福祉課
○愛育委員は、地域の健康づくりボランティアのリーダーとして、子育て支援を推進していきます。	健康福祉課

## ③ 地域交流の充実

### 【 現状・課題 】

- 高学年児童を対象とした放課後子ども教室や、子どもの体験教室等において、地域の方が運営に関わる体制づくりを進め、子どもや保護者と交流する機会を拡充する必要があります。
- 子ども会を運営する保護者の負担が大きく、子ども会を維持することが難しくなっています。
- 習い事等により子ども会活動に参加しない児童が増えているため、子ども会活動を魅力あるものにしていく必要があります。
- スポーツ少年団の活動を充実するために、指導者を育成していく必要があります。
- 本町において、自治会単位での行事は数多くありますが(夏祭り、町民運動会等)その中で障がい者と交流する機会としては、意識的には行っていない状況です。12月の第1週で障がい者週間として地域活動支援センターで作品展を実施しています。

### 【 施策の方向性 】

子どもを取り巻く様々な地域活動や地域行事等を通じて、地域の人との交流機会を充実します。

## 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○自治会等で行う地域行事において、高齢者や障がい者と交流する機会をつくり、子どもの思いやりの心を育みます。また、子どもの企画立案を導入する等、子どもが自主的に参加できる地域活動や地域行事の開催を推進し、地域の教育力の向上を図ります。	健康福祉課
○子ども会活動の活性化を図るため、地区を超えた交流を図ります。また、諸活動を通して、子どもたちの健全育成を図ります。	生涯学習課
○スポーツ少年団の指導者の育成のために、指導者講習会に保護者や地域の人々の参加を促し、積極的に活動に参加できる人材の育成を図ります。	生涯学習課

#### ④ 見守り活動等の地域の活動と子育て家庭との関わりの強化

##### 【 現状・課題 】

- 親育ち応援学習プログラムを実施し、親同士の学びの支援を行っていますが、今後さらに多くの保護者が学習できる場を設定するとともに、ファシリテーターが主体的に講座を開催できる機会の提供と支援が必要です。
- 家庭教育支援チーム「すくすくハート」による情報提供や健診時の支援・相談などを行っていますが、保護者への訪問により直接支援を届ける等、相談対象の抽出や相談体制の確立が必要です。

##### 【 施策の方向性 】

親育ちを支援するための情報提供や相談体制の充実等を図ります。

##### 【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
○親育ちを支えるため、親育ち応援学習プログラム等親同士の学びの支援や、家庭教育支援チームによる子育てに関する情報提供や相談体制の充実等を図る。	生涯学習課

#### ⑤ 子育てサロン、サークル等の充実

##### 【 現状・課題 】

- 木の実会等のサークルが、安心して楽しく子育てができるよう親子がつどい、交流を深める場として町内で活動しており、必要に応じて自主運営のための支援を行っていく必要があります。

##### 【 施策の方向性 】

地域の子育てサロン、サークル等の充実を図ります。

##### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
運営に関する相談や専門職の派遣等により自主サークル活動の支援を行い、仲間づくりや子育ての学び獲得による不安解消や育児能力向上を図ります。	健康福祉課

## 施策の方向 Ⅳ－（１）虐待、いじめ等への対策の整備 ●●●●●●●●

全国における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、児童虐待により子どもが死亡した件数は高い水準で推移しています。子育てに関する様々な不安や悩み、孤立感が児童虐待につながるケースもあり、保護者が不安や悩みを解消できるように相談、訪問等を充実することが重要です。

また、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めることを目的として、子ども家庭総合支援拠点の設置を検討します。

さらに、子どもの非行や不登校の解消、予防のために、子どもとの関わり方教育を行い、保育・教育のあり方について改善を行うことで、適切な指導、相談体制の充実に努めます。

## ① 子どもを守る地域ネットワークの構築

## 【 現状・課題 】

- 要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待予防や早期発見、早期支援を図るため、関係機関が連携して要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行っています。引き続き関係機関の連携により、虐待児や虐待ハイリスク児を早期に発見し、切れ目のない支援を行っていく必要があります。
- 愛育委員の活動や保護者同士の交流により地域での子育てについて相談できる環境づくりが必要です。
- 広報や研修を通して、子どもの権利擁護についての啓発を進め、虐待やいじめの予防を行う必要があります。
- 要保護児童対策地域協議会代表者会議の中では、虐待に関する研修会を行っていますが、民生委員等の行政委員を対象とした研修会を実施していく必要があります。
- 要保護児童の所属機関から毎月1回定期的な情報提供を行っており、引き続き密に情報共有していく必要があります。

## 【 施策の方向性 】

児童虐待に対して、各関係機関が連携して迅速な対応ができるように体制整備を図ります。

【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○愛育委員・民生委員・児童委員等を対象に、児童虐待について研修を行うとともに、地域の保健福祉関係者、医療関係者、警察、学校、幼稚園、保育園、児童館、社会福祉協議会等、関係機関のネットワークを構築し、早期発見に努めます。	健康福祉課
○児童虐待が発見された場合、各関係機関が連携して迅速な対応ができるように体制整備を図ります。	健康福祉課
○研修会やイベント等の開催により、児童の権利に関する条約等の周知を図り、子どもの権利保障についての啓発を進めます。	健康福祉課

## ② 虐待の早期発見と対応

### 【 現状・課題 】

- 妊娠期からの母子保健事業を通じ、虐待の予防、早期発見・早期対応を推進していく必要があります。
- 乳児家庭全戸訪問事業については、訪問拒否の場合は、面接し、親子の状況を確認する等、全数把握できるようにしています。また、要支援家庭が未把握や放置にならないように留意し、養育支援訪問等、適切な支援へつなげていく必要があります。
- 乳幼児健康診査のうち、1度も受診がない人には、虐待予防の視点から受診勧奨や状況確認等を行っていくとともに、園などの関係機関と連携して見守りを続けていく必要があります。
- 転出入や住民票がないが居住している家庭や区域外の学校へ通う児童もいるため、関係機関とケースの引継ぎや情報共有を迅速にもれなく行う必要があります。

### 【 施策の方向性 】

児童虐待の発生予防、早期発見に向け、地域の各関係機関の連携及び協力体制を推進します。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○虐待の予防と育児支援を目的に乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問を実施し、保護者が地域で孤立したり、育児不安を抱えたりすることのないよう、母子保健事業の紹介や育児相談等の支援を行います。	健康福祉課
○児童虐待の発生予防、早期発見のために、要保護児童対策地域協議会において児童虐待に関する情報交換並びに地域の各関係機関の連携及び協力の推進に努めます。	健康福祉課
○保健・福祉サービスを通じて支援が必要な家庭を把握し、適切な支援を行います。	健康福祉課
○居住実態が把握できない家庭については、要保護児童対策地域協議会との情報共有によって実態把握に努めます。	健康福祉課

### ③ 子ども家庭総合支援拠点の設置検討

#### 【現状・課題】

○子ども支援の専門性を高め、地域資源とつないでいく等、切れ目のない支援を行っていく必要があります。

#### 【施策の方向性】

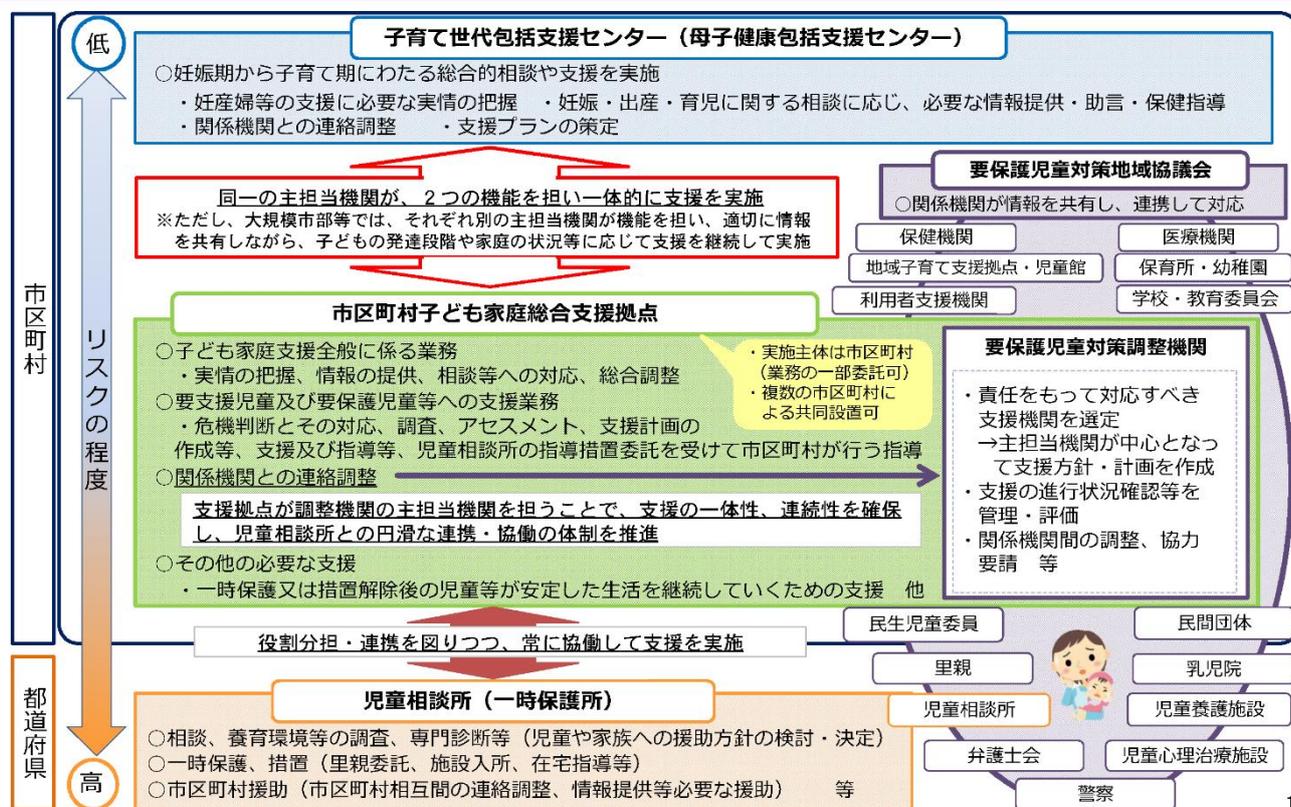
子ども家庭総合支援拠点の設置について検討します。

#### 【主な取組】

事業概要	主担当課
○子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握や子ども等に関する相談対応、関係機関との円滑な連携を進めるため、子ども家庭総合支援拠点の設置について検討します。	健康福祉課

子ども家庭総合支援拠点のイメージ（厚生労働省 資料より）

### 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

#### ④ 思春期相談の充実

##### 【 現状・課題 】

- 思春期の子ども心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決に取り組む必要があります。
- 必要な人が相談できるよう、さらに事業の周知を図っていく必要があります。

##### 【 施策の方向性 】

思春期の心の問題に対する相談支援体制の充実を図ります。

##### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○思春期の心の問題に対応できるスクールカウンセラーを学校に配置し、カウンセリング機能のさらなる充実を図っています。	学校教育課
○学校、家庭、保健所、児童相談所等関係機関との連携強化に努め、心の健康相談等相談事業の充実を図ります。	健康福祉課

#### ⑤ いじめや不登校に対する支援の充実

##### 【 現状・課題 】

- 不登校の児童・生徒またはその傾向が見られる子どもに対し、カウンセリングを行うとともに、家庭と連携して適切に対応していく必要があります。
- 道徳の授業や、普段の学校生活の中で、友達を大切にすることを育み、いじめを未然に防ぐことが必要です。
- 町及び学校で作成した「いじめ問題対策基本方針」により、未然防止や早期対応に努める必要があります。

##### 【 施策の方向性 】

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して、いじめや不登校に対する支援を充実します。

##### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○定期的なアンケート調査や教育相談、生活ノートを活用して、いじめや不登校の未然防止に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教育相談体制の充実を図っています。	学校教育課
○早島ふれあい教室（適応指導教室）、中学校「心の教室」を開室し、生活リズムを整え、集団生活を通して、他者とかかわる力を養います。	学校教育課
○早島町いじめ問題対策基本方針をもとに、いじめの未然防止、早期発見に努めます。人権教育や特別活動、特別な教科道徳などを通して、互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係づくりを行っています。	学校教育課

## ⑥ 情報端末の多様化による事故防止

### 【 現状・課題 】

- 子どもたちに対して意識啓発を行うとともに、家庭で子どもの情報端末の使用の管理をすることが必要です。
- リミットスクリーン定着期間は、家族の協力のもと取り組めていますが、期間外はゲームやスマートフォンの時間数が増えています。

### 【 施策の方向性 】

学校と家庭が連携し、子どもが情報端末を正しく使用できるよう、適切な指導に努めます。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○子どもを取り巻く情報環境の変化に早急に対応し、子どもの成長に合わせた適切な指導に努めます。	学校教育課
○学校と家庭が連携し、子どもが情報端末を正しく使用できるよう啓発・研修を行います。	学校教育課

## ⑦ 子どもとの関わり方教育・啓発

### 【 現状・課題 】

- 生活環境の変化に伴い、生活習慣にも多くの影響が出ています。親子で一緒に朝ご飯を食べる機会やゆっくり語り合う時間が必要です。
- 子どもにスマートフォンやタブレットを与えて、長時間見せたり、保護者がスマートフォンに気を取られ、子どものことを見ていなかったりするなど、子どもとの関わり方や遊び方が分からない保護者が増加傾向にあります。アンケート調査では、虐待の経験がある保護者で、虐待が起こる原因として「保護者の子育てに対する経験や能力の不足」が指摘されています。母子保健事業を通して、親子のふれあいの大切さや子どもへの関わり方について伝えていく必要があります。

### 【 施策の方向性 】

保護者に対して、子どもの発達に応じた関わり方、過ごし方を学ぶ機会を提供し、虐待予防につなげます。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○ベビママサロンや乳幼児健康診査等を通して、子どもの発達課題に応じた関わり方や過ごし方について啓発していきます。	健康福祉課

事業概要	主担当課
○親自身の自己肯定感や安心感を高め、自身で育児困難感を発信し、対応できるような親になれるよう支援することで、虐待のリスク低下と発生予防を図ることができるようにグループワークの実施を継続します。	健康福祉課

## 施策の方向 IV－（２）障がい児等に対する支援の充実 ●●●●●●●●

障がいを持つ子どもに対して早期発見・早期療育が求められています。また、様々な機会を通じて子どもの状況把握を行うとともに、活動や健康診査に不参加の子どもに対しても状況把握を行い、適切な支援、情報提供を行っていくことが必要です。

本町では、発達支援が必要な児童についてトータルサポート事業を実施しており、支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援に結び付けるとともに、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、身近で気軽に相談できる仕組みや体制づくりに努めます。

### ① 障がい児理解のための地域への啓発

#### 【 現状・課題 】

- 園や学校が障がい児を受け入れられるように支援することが必要です。
- 保護者や地域全体が、障がいに対して理解することが必要です。
- イベントの本来の目的（啓発等）の確認をする必要があります。

#### 【 施策の方向性 】

障がいや障がい児の理解のための地域への啓発活動を進めます。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○地域での見守りや地域との交流を促進していくために、講演会や広報等を通じて、地域住民を対象に障がいに対する正しい知識を得る場を設けます。	健康福祉課

## ② 障がい児のいる家庭への情報提供と相談体制の充実

### 【 現状・課題 】

- 子どもの障がい、育てにくさについて保護者が気付くことができるよう、また気軽に相談できるよう、関係者や地域の人が理解を深めていくための啓発をすすめる必要があります。
- 子どもの障がいについて相談できる窓口・近隣の社会資源・福祉サービス等の情報が、障がい児を持つ保護者だけでなく、地域の住民にも提供できるようパンフレットや広報紙等で周知を図る必要があります。
- 障がい児学童保育の受け入れについて、専門知識を持った指導員の確保が必要です。また、現在の指導員や保護者に向けて、障がいの理解を促すための研修や広報等を行う必要があります。
- 心理相談の利用者数は、平成30年度では34人となっており、家庭や園でのその後の様子、紹介されたサービスにつながったかどうか等、訪問等を通じて確認し、継続的に支援を行っていく必要があります。
- 保護者が子どもの障がいを受け止められず、医療機関等の専門機関へつながらないことや、受診までに時間がかかり、気になるときにタイムリーに相談できない場合があるため、身近で専門家に相談できる場が必要です。

### 【 施策の方向性 】

子どもの障がいについての必要な情報等の提供や相談支援の場や機会を充実します。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○子どもの障がいについての必要な情報等を保護者が常に入手できるよう、情報提供の充実を図ります。また、専門知識を持った人材を配置した相談体制の整備を図ります。	健康福祉課
○発達に課題がある児童や親が育てにくさを感じている未就園児等について、要観察児教室「てくてく親子教室」や令和2年度からは就学前児童について「発達支援検診」を実施し、保護者同士の情報交換や学習の場・専門家による相談支援を実施します。	健康福祉課

### ③ 障がい児の早期発見・早期療育

#### 【 現状・課題 】

- 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査時等に実施する心理相談や発達支援コーディネーターが各園、学校に出向き、巡回相談を実施することで、子どもの発達や育児についての相談を受け、必要に応じて医療機関等の専門機関を紹介しています。
- 発達が気になる未就園児童や育てにくさを感じている等の育児不安の強い保護者を対象として、「てくてく親子教室」を実施しており、手遊びや運動遊び等の親子遊びや家庭での困りごとの相談、保護者同士の出会いの場となっています。
- 障がい福祉サービスは、今後も利用者が増加すると予想されており、障がいを持つ子どもに対して早期発見・早期療育が求められていることから、利用しやすい環境づくりを検討する必要があります。
- 疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進について、幼稚園・保育園と連携を図り、要支援児のフォローを充実させていく必要があります。
- 保護者や関係者、地域の人々に障がいの特性理解を促し、障がいを持つ子がのびのびと生活できる環境を整える必要があります。

#### 【 施策の方向性 】

母子保健事業等を通じて、障がい児の早期発見・早期療育の充実を図ります。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○母子保健事業や教育・保育事業等において、障がいの早期発見・早期支援の充実を図ります。また、巡回相談等を通して発達支援コーディネーターにより、子どもや保護者の困りごとへの対応、教育・保育施設等の職員への教育を行うことにより、乳幼児期から一貫した支援が受けられる体制を整備します。	健康福祉課
○子どもとその保護者が安心して地域で暮らせるよう、関係機関や地域の理解を深め、地域ぐるみで親子を支援していくネットワークづくりをすすめます。	健康福祉課

#### ④ 障がい児等の教育・保育の充実

##### 【 現状・課題 】

- 障がい児保育について、各個人により障がいの程度等が異なることから、各個人の障がいに対して適切な支援ができるよう、専門職等の人材確保を含めてシステムの構築を図る必要があります。
- 保護者や子どもの健やかな発達を促すため、よりきめ細かい支援を行っていく必要があります。
- 障がい児教育について、小学校では個々の子どもに対する教育支援計画をたて、関係機関と連携して支援を行う体制づくりが必要です。また、幼稚園・中学校では十分な体制が整っていないため、早急な対応をしていく必要があります。
- 学童保育では、障がい特性に応じた対応ができるよう、指導員が研修等に参加することで、知識の向上を図る必要があります。

##### 【 施策の方向性 】

障がい児一人ひとりの状態に応じた教育・保育体制の充実を図ります。

##### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○障がいのある児童が、生まれ育った地域で保育が受けられるよう、保育園、幼稚園での体制を整えるとともに、一時預かり等についても、保護者の意向にそえるよう受け入れを図ります。	学校教育課 健康福祉課
○障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関等との連携を深め、適切な教育的支援が行われるよう個別の教育支援計画を作成し、その計画の実施、評価のできる体制を整備しています。	学校教育課
○教職員の資質向上のため、障がい種別の多様化や複雑化に対応できる体制や各種研修等の充実を図ります。	学校教育課
○特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実を図ります。言葉のかけ方や接し方について、支援員の研修を行うことで資質の向上を図ります。	学校教育課
○障がい児の学童保育に対応するため、指導員の研修への参加を促し、専門知識の確保を図る等、スムーズな受け入れができるように体制の整備に努めます。	健康福祉課

## ⑤ 発達に支援が必要な児童への対応

### 【 現状・課題 】

- 発達に支援が必要な児童が増加傾向にあります。発達支援コーディネーターを配置し、心理相談や巡回相談を通して子どもが一貫した支援を受けられるように、保護者や関係者への助言を行うとともに、不安の軽減に努めています。
- 平成30年度から発達に課題のある児童のトータルサポート事業に取り組み、共通支援シートの活用や巡回相談事業等の支援システムの構築を目指しています。また、支援の必要な児童が、進級進学後も安心して過ごし、継続して必要な支援を受けるために、今後システムの実践・定着化を図っていく必要があります。

### 【 施策の方向性 】

発達に支援が必要な児童のいる家庭に対して、福祉サービス等の適切な情報提供を行います。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○巡回相談等を通して専門家と保護者が一緒に子どもの発達状況や家庭や所属機関での対応方法を確認するとともに、保護者の子育てに関する不安感や孤立感にも対応し、福祉サービス等の適切な情報提供を行います。	学校教育課 健康福祉課
○障がいや家庭における問題を抱える子ども等が、継続的な支援を受けるために、健康福祉課や保育・教育機関が共通支援シートを作成し、進級・進学後も支援に必要な情報を適切に引き継いでいけるように関係機関の連携強化に努めます。	健康福祉課

## ⑥ 医療的ケア児への対応

### 【 現状・課題 】

○医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援にかかわる行政機関や事業所等の担当で地域の課題や対応策について協議を行う必要があります。

### 【 施策の方向性 】

医療的ケア児への対応について検討していきます。

### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援にかかわる行政機関や事業所等の担当で地域の課題や対応策について協議を行い、連携体制の構築について検討を行います。	健康福祉課

## 施策の方向 IV－（3）ひとり親家庭への自立支援の充実 ●●●●●●●●

現在、日本では夫婦の3組に1組は離婚しているといわれており、平成29年に総務省から発表された統計によると、全国でシングルマザーは123.2万世帯おり、平均年収は243万円、就業率は81.8%前後となっています。

このように、ひとり親家庭は増加しており、子どもの養育、就労等、様々な面で困難が生じるため、子育て、就労、経済的支援を行い、自立した生活を促します。また、ひとり親家庭への制度や支援について、利用しやすくするための周知を行います。

### ① ひとり親家庭の就労・生活支援

#### 【 現状・課題 】

- ひとり親家庭の保護者は、子どもの養育や経済的な困窮等の様々な困難を抱えている場合があるため、負担感を軽減させることが必要です。
- 児童扶養手当に依存せず、自立した生活を送ることができるよう、就労支援・生活支援を行っていく必要があります。
- 県のひとり親自立支援員による相談を積極的に利用してもらえるよう、周知を図ります。

#### 【 施策の方向性 】

ひとり親家庭の自立の支援に向け、就労支援・生活支援を継続実施します。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○保育園の入園についての配慮を検討するとともに、地域の子育て支援の情報提供・利用促進を図ります。	健康福祉課
○関係機関と連携して就労支援・生活支援を行います。	健康福祉課
○ひとり親家庭の自立の支援、子どもの健やかな成長のために、経済的支援の充実を図るとともに、就労支援・生活支援を引き続き実施します。	健康福祉課
○ひとり親家庭の子どもが子育て支援事業を利用することにより、ひとり親家庭の自立を促します。	健康福祉課

## 施策の方向 IV－（４）子どもの貧困対策の推進 ●●●●●●●●

国においては、家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす、いわゆる子どもの貧困が問題となっています。子どもを貧困の連鎖から断ち切り、将来の自立した生活を確保するため、家庭の状況に左右されることなく、すべての子どもの学びが保障されるよう学習支援を行います。また、子ども食堂を行う団体への支援を行い、食事の提供とともに、子どもの居場所の提供や食育の推進を図ります。

### ① 子ども食堂の支援

#### 【 現状・課題 】

○町内に子ども食堂はなく、子ども食堂の必要性について関係機関と連携をして協議を行う必要があります。

#### 【 施策の方向性 】

子ども食堂の開設支援に向け、検討します。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○子ども食堂の開設支援を検討します。	健康福祉課

### ② 学習支援

#### 【 現状・課題 】

○子どもの状況に応じた学習支援を実施するために、関係機関と実施にあたり協議を行う必要があります。

#### 【 施策の方向性 】

子どもの状況に応じた学習支援を充実します。

#### 【 主な取組 】

事業概要	主担当課
○子どもの状況に応じた学習支援を行い、進学・就学への意欲向上を図るとともに子どもの生きる力の育成に努めます。	健康福祉課

## 数値目標

『第2期早島町子ども・子育て支援事業計画』の進捗を確認するため、子育ての満足度や、施策の子どもや保護者への影響を把握するための目安として、以下の数値目標を設定します。

評価指標		平成30年度 現状値	令和6年度 目標値
子育て世代包括支援センターについて知っている保護者の割合	就学前児童保護者	26.2%	増やす
	就学児童保護者	29.2%	増やす
認可保育園待機児童数		8人	ゼロ
学童保育（放課後児童クラブ「城山学級」）の待機児童数		0人	ゼロ
育児のことを気軽に話せる人がいる保護者の割合	就学前児童保護者	94.3%	増やす
	就学児童保護者	88.3%	増やす
父親の育児協力を満足している保護者の割合	就学前児童保護者	51.2%	増やす
育児休業制度を利用したことのある就学前児童の保護者の割合	父親	0.9%	増やす
	母親	38.6%	増やす
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の箇所数		1ヶ所	1ヶ所
地域の人に支えられて子育てをしていると感じる保護者の割合	就学児童保護者	31.9%	増やす
子どもを虐待したと考える保護者の割合	就学前児童保護者	28.3%	減らす
	就学児童保護者	29.9%	減らす
子育てしやすいまちだと思う保護者の割合	就学前児童保護者	80.2%	増やす
	就学児童保護者	71.2%	増やす



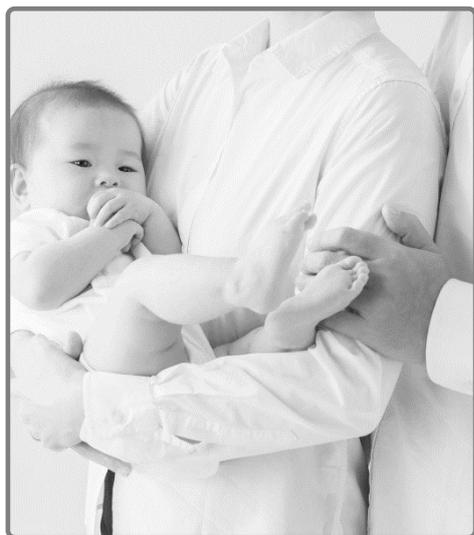
第5章

教育・保育及び地域子ども  
子育て支援事業の量の  
見込みと確保方策

## 1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針において、市町村は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「早島町子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況



に応じ、全町域で柔軟に教育・保育の提供を行うため町全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、町全域を1つの区域とします。

## 2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、令和6年度まで増加していきますが、0歳から5歳までの子どもの将来推計は、令和3年度をピークに減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	116	116	116	117	116
1歳	119	122	122	122	123
2歳	125	125	128	128	128
3歳	144	132	132	135	135
4歳	140	148	136	135	139
5歳	145	143	150	138	137
6歳	142	149	147	155	142
7歳	144	143	150	148	156
8歳	134	146	145	152	150
9歳	125	137	149	148	155
10歳	156	125	137	149	148
11歳	128	158	125	138	151

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

### 3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

#### 【 令和2年度 】

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		429人		244人	116人	
量の見込み（A）		104人	67人	247人	151人	34人
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	210人		222人	141人	37人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		210人		222人	141人	37人
過不足（C）＝（B）－（A）		39人		▲25人	▲10人	3人
<b>定員の弾力化による確保量</b>						
確保量（D）		210人		265人	168人	44人
弾力化による過不足（D）－（A）		39人		18人	17人	10人

【 令和3年度 】

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		423人			247人	116人
量の見込み（A）		103人	66人	243人	153人	34人
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	210人		222人	141人	37人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		210人		222人	141人	37人
過不足（C）＝（B）－（A）		41人		▲21人	▲12人	3人
<b>定員の弾力化による確保量</b>						
確保量（D）		210人		265人	168人	44人
弾力化による過不足（D）－（A）		41人		22人	15人	10人

【 令和4年度 】

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		418人			250人	116人
量の見込み（A）		102人	65人	240人	155人	34人
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	210人		222人	141人	37人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		210人		222人	141人	37人
過不足（C）＝（B）－（A）		43人		▲18人	▲14人	3人
<b>定員の弾力化による確保量</b>						
確保量（D）		210人		265人	168人	44人
弾力化による過不足（D）－（A）		43人		25人	13人	10人

【 令和5年度 】

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		408人			250人	117人
量の見込み（A）		99人	64人	235人	155人	35人
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	210人		222人	141人	37人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		210人		222人	141人	37人
過不足（C）＝（B）－（A）		47人		▲13人	▲14人	2人
<b>定員の弾力化による確保量</b>						
確保量（D）		210人		265人	168人	44人
弾力化による過不足（D）－（A）		47人		30人	13人	9人

【 令和6年度 】

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		411人			251人	116人
量の見込み（A）		100人	64人	236人	156人	34人
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	210人		222人	141人	37人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		210人		222人	141人	37人
過不足（C）＝（B）－（A）		46人		▲14人	▲15人	3人
<b>定員の弾力化による確保量</b>						
確保量（D）		210人		265人	168人	44人
弾力化による過不足（D）－（A）		46人		29人	12人	10人

【 今後の方向性 】

- ・幼稚園、保育園のそれぞれの特徴を活かしながら、各園と協力し、“総合力”で供給の確保に努めます。
- ・既存の施設の定員の増を検討します。
- ・早島幼稚園については、預かり保育の充実を図るとともに幼稚園の多機能化について検討します。
- ・幼稚園、保育園で対応しきれない0～2歳の保育需要に対応するため、保育所型事業所内保育事業等の設置を検討します。

## 4 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業 ●●●●●●●●

#### 【概要】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

#### 【現状】

本町では、健康福祉課における相談業務を実施しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置箇所	0箇所	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所

#### 【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
基本型・特定型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保策（B）	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
基本型・特定型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

#### 【今後の方向性】

- ・平成27年度から子育てコンシェルジュを配置し、特定型を実施しています。今後も継続して事業を実施します。
- ・平成29年度から母子保健型を活用し、子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健コーディネーターを配置しています。今後も継続して、妊娠出産から子育て期の総合的支援を実施していきます。

## (2) 時間外保育事業 ● ● ● ● ● ● ● ●

### 【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### 【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	164人	157人	171人	144人	156人

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	145人	144人	144人	142人	143人
確保策 (B)	145人	144人	144人	142人	143人

### 【 今後の方向性 】

- ・早島町内の3保育園で延長保育事業を行っており、今後も継続して事業を実施します。

### (3) 放課後児童健全育成事業（「城山学級」） ● ● ● ● ● ● ●

#### 【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

#### 【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数	120人	135人	159人	161人	162人
定員	120人	180人	180人	180人	180人

#### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	161人	169人	170人	176人	176人
1年生	56人	59人	58人	61人	56人
2年生	49人	49人	51人	51人	54人
3年生	23人	25人	25人	26人	26人
4年生	22人	24人	26人	26人	27人
5年生	3人	2人	2人	3人	3人
6年生	8人	10人	8人	9人	10人
確保策（B）	161人	169人	170人	176人	176

#### 【 今後の方向性 】

- ・現在、町内に公設公営の放課後クラブ（「城山学級」）が1か所あります。小学校1年生から3年生までの受け入れを実施しており、今後も児童1人あたりの面積や待機児童数の予測および支援員の確保などを考えて、最大限に子どもを保育できるように事業を実施します。
- ・小学校4年生から6年生については、教育委員会が主催する放課後子ども教室の利用案内ができるように促します。

## 《 新・放課後子ども総合プランを踏まえた方向性 》

新・放課後子ども総合プランの趣旨に沿った放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施を目指し、次の取組を推進します。

- 令和5年度において、引続き一体的に又は連携して行われる放課後児童クラブ及び放課後子供教室を1小学校区で実施します。
- 放課後児童クラブを利用する児童が、放課後子供教室を利用する場合の児童の受け入れ、引き渡し等について、双方の運営者が連携を図るよう協議をしていきます。
- 小学校内への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の設置に際しては、教育委員会と十分な協議を行います。

また、小学校内に放課後児童クラブ及び放課後子供教室を設置する場合、小学校ごとに、小学校と運営者の間における運用ルールなど、学校施設の使用にあたって、協力して進めていきます。

- 教育委員会と福祉部局が定期的に連絡会を開くなどして、連携が取りやすくなるよう互いに情報共有をします。
- 放課後児童クラブについて、障害児受入推進事業を必要に応じて加配指導員を検討します。
- 放課後児童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。
- 岡山県等が実施する研修への参加を促進し、放課後児童クラブの役割をさらに向上させます。
- 町のホームページや広報紙、放課後児童クラブからの直接の発信による、放課後児童クラブの情報周知を検討します。

#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ●●●●●●●●

##### 【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんを預かり、必要な支援を行う事業です。

##### 【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

##### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	5人日	5人日	5人日	5人日	6人日
確保策（B）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

##### 【 今後の方向性 】

- ・現在利用契約がないため、利用日数実績がありません。
- ・岡山県内の児童養護施設広域利用の契約を締結し、早期にショートステイ事業を実施できるように計画します。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業 ●●●●●●●●

### 【 概要 】

保健師又は訪問指導員が、生後120日までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

### 【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ訪問件数	128件	105件	140件	115件	111件

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	116件	116件	116件	117件	116件
確保策 (B)	実施体制：計5人 実施機関：健康福祉課				

### 【 今後の方向性 】

- ・今後も乳児のいるすべての家庭に、保健師が訪問、継続して事業を実施します。

## (6) 養育支援訪問事業 ●●●●●●●●

### 【概要】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

### 【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ訪問件数	13件	10件	5件	15件	19件

### 【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	17件	17件	17件	17件	17件
確保策(B)	実施体制：計5人 実施機関：健康福祉課				

### 【今後の方向性】

- ・今後も乳児のいるすべての家庭に、保健師が訪問、継続して事業を実施し、支援が必要な場合には適切なサービス提供に結びつけていきます。

## (7) 地域子育て支援拠点事業 ●●●●●●●●

### 【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言をしたり、その他の援助を行う事業です。

### 【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	17,137人日	18,690人日	18,210人日	17,044人日	14,163人日

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	10,907人日	10,998人日	11,089人日	11,119人日	11,119人日
確保策 (B)	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

### 【 今後の方向性 】

- ・現在、地域子育て支援拠点を早島児童館、かんだ子育て支援センターの2か所で開設しています。これらの拠点の登録親子組数を増やします。

## (8) 一時預かり事業 ●●●●●●●●

### 【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間のべ利用数					
幼稚園における預かり保育	10,564人日	9,331人日	7,688人日	8,352人日	10,283人日
その他	2,978人日	3,796人日	2,480人日	3,073人日	2,173人日

### 【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	14,493人日	14,315人日	14,169人日	13,861人日	13,954人日
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	121人日	119人日	118人日	115人日	116人日
2号認定による定期的な利用	12,037人日	11,868人日	11,728人日	11,448人日	11,532人日
その他	2,335人日	2,328人日	2,323人日	2,298人日	2,306人日
確保策(B)	14,493人日	14,315人日	14,169人日	13,861人日	13,954人日
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	121人日	119人日	118人日	115人日	116人日
2号認定による定期的な利用	12,037人日	11,868人日	11,728人日	11,448人日	11,532人日
その他	2,335人日	2,328人日	2,323人日	2,298人日	2,306人日

### 【 今後の方向性 】

- 幼稚園（在園児を対象）・保育所、地域子育て支援拠点などのより身近な場所で事業を実施します。
- （公立）幼稚園においては、在園児を対象に実施するとともに、必要に応じ、拡大の検討を進めます。

## (9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業） ● ● ● ● ● ● ●

### 【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

### 【 現状 】

	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	108人日	122人日

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	182人日	182人日	181人日	179人日	180人日
確保策（B）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

### 【 今後の方向性 】

- 平成29年4月から岡山県病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定書を締結し、病気のため集団保育が難しい子ども（乳幼児、小学校1年生から6年生）を対象に、病児保育施設の広域利用ができるようになりました。今後も継続して広域利用を行います。

## (10) ファミリー・サポート・センター事業 ●●●●●●●●

### 【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間登録児童数	137人	135人	103人	66人	67人
年間延べ利用日数	649人日	735人日	472人日	485人日	382人日

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	549人日	569人日	565人日	590人日	598人日
確保策（B）	549人日	569人日	565人日	590人日	598人日

### 【 今後の方向性 】

- ・早島児童館を拠点にして、相互援助活動の連絡、調整を行っています。提供会員についても研修に積極的に参加することを促し、提供会員の活動回数を増やすとともに、提供会員の拡大を図り、事業を実施します。

## (11) 妊婦健康診査事業 ● ● ● ● ● ● ● ●

### 【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

### 【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診対象者数	127人	120人	126人	112人	111人
検診回数（延べ）	1,439回	1,291回	1,439回	1,400回	1,340回

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,624回	1,624回	1,624回	1,638回	1,624回
確保策（B）	実施機関：県内産婦人科医療機関、県内助産院へ委託により実施 県外医療機関については償還払対応 検査項目：問診、診察、血圧・体重測定、尿化学検査、保健指導ほか 実施時期：通年				

### 【 今後の方向性 】

- ・ 1人について妊婦14回の健康診査受診票と超音波検査の受診票を発行しています。国が示す妊婦検診の実施に関する「望ましい基準」を満たせるよう、今後も継続して事業を実施します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●

### 【 概要 】

保護者の所得状況等を勘案して、保護者が幼稚園等へ支払う副食材料等の実費徴収費用について補助する事業です。

令和元年10月1日から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の負担軽減のため、副食材料費の実費徴収費用についての補助事業を行います。本町では、副食費の実費徴収に係る補助金制度を運用し、町独自で副食費の一部助成を行っています。

### 【 今後の方向性 】

引き続き、国等の動向を勘案しながら、実費徴収に係る補足給付事業を実施していきます。また、町独自の副食費の一部助成についても継続して実施します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●●●●

### 【 概要 】

保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 【 今後の方向性 】

引き続き、町内に新規に設置された保育所（法人等）へ巡回支援等を行っていくほか、国の動向等を踏まえ、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用の観点から効果的と考えられる事業の実施を検討していきます。

## 5 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進

### (1) 教育・保育の一体的提供 ●●●●●●●●

近年の社会情勢においては、共働き世帯が増えており、保護者の保育ニーズが年々増加しています。一方、保育ニーズと合わせて、幼稚園の教育に対する希望も強く、保育ニーズと未就学児の教育ニーズの双方に対応する教育・保育ニーズの一体的な提供が求められています。

本町では、これらの教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持った認定こども園の移行についても考察し、質の高い教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

### (2) 教育・保育等の質の確保及び向上 ●●●●●●●●

幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、幼児教育・保育に関する専門的な知識・技能を持つ支援者と連携を図りながら、教育・保育及び子育て支援の質の確保及び向上に努めます。

### (3) 小学校との連携の推進 ●●●●●●●●

就学前の教育・保育施設と小学校が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。

小学校との連携の推進においては、保・幼・小の連携を教育指導計画に位置付け、連絡会を開催するとともに、小学校へ滑らかな接続を図る学習活動の計画的な推進を図ります。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付を行います。



## 第6章 計画の推進

## 1 施策の実施状況の点検

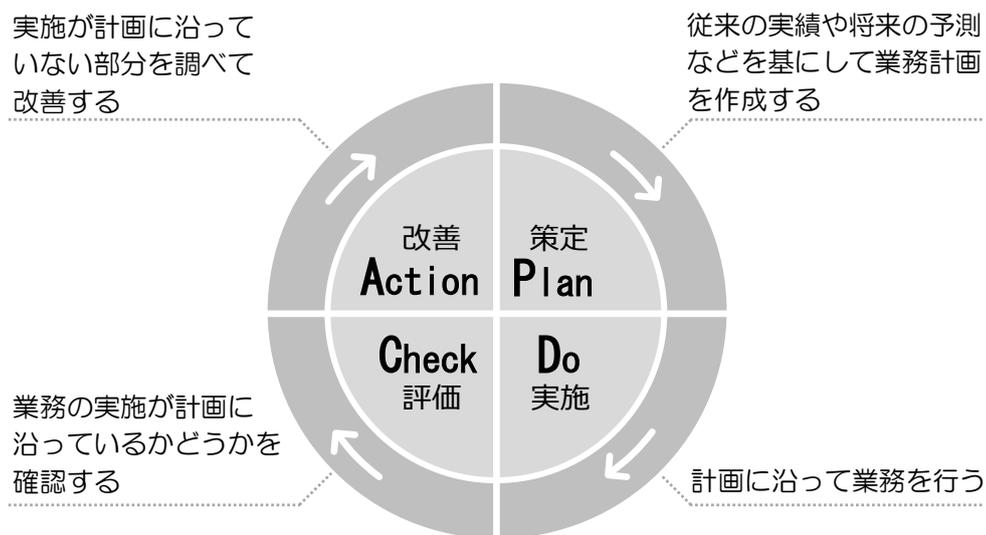
計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「早島町子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとしてします。



第4章「施策の展開」については、各事業の進捗状況から施策の達成度を評価し、今後の施策の方向性を検討していきます。また、計画最終年度においては、数値目標の評価を行います。

また、第5章の「教育・保育の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに量の見込みと確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとしてします。

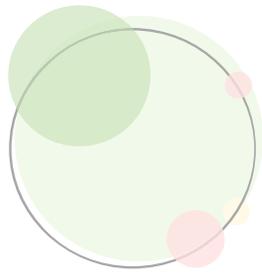
### PDCAサイクルのイメージ



## 2 国・県等との連携

計画に掲げる取組については、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進していきます。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し推進していきます。



## 參考資料

# 1 早島町子ども・子育て会議条例（抜粋）

（平成 25 年 9 月 26 日条例第 22 号）

改正 平成 26 年 12 月 18 日条例第 19 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、早島町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（職務）

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる職務を行う。

（組織）

第 3 条 会議の委員は 15 人以内とし、子ども・子育て支援に携わる関係機関その他の団体を代表する者の中から町長が委嘱する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（会長及び副会長）

第 5 条 会議に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第 8 条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

## 2 早島町子ども・子育て会議委員名簿

平成30年12月1日～令和2年11月30日

氏名	団体名等	備考	任期
二宮 一枝◎	学識経験者	岡山県立大学 保健福祉学部特任教授	H30.12.1～R2.3.31
小川 誠	学識経験者	都窪医師会	H30.12.1～R2.11.30
赤木 裕子	関係団体代表者	母子クラブ（木の実会）会長	H30.12.1～R2.11.30
中野 美華	関係団体代表者	かんだ保育園園長	H30.12.1～R2.11.30
野口 英臣 名村 涼子	関係団体代表者	わかみや保育園園長	H30.12.1～R1.6.30 R1.7.1～R2.11.30
鶴川 将之 城坂 由江	関係団体代表者	早島保育園保護者会会長	H30.12.1～H31.3.31 H31.4.1～R2.11.30
小郷 順子	関係団体代表者	早島幼稚園園長	H30.12.1～R2.11.30
藤田 稔未 川上 研二	関係団体代表者	早島幼稚園PTA会長	H30.12.1～H31.3.31 H31.4.1～R2.11.30
越宗 倫生	関係団体代表者	早島小学校校長	H30.12.1～R2.11.30
成瀬 文乃	関係団体代表者	公募委員	H30.12.1～R2.11.30
寺山 千津嘉	関係団体代表者	早島町主任児童委員	H30.12.1～R2.11.30
中元 保子	関係団体代表者	早島町愛育委員会会長	H30.12.1～R2.11.30
佐野 和美	関係団体代表者	つくば商工会 理事	H30.12.1～R2.11.30
毛利 好孝 那須 淳子	行政関係者	岡山県備中保健所所長 岡山県備中保健所保健課課長	H30.12.1～H31.3.31 H31.4.1～R2.11.30
浅田 浩司 嶋田 俊幸	行政関係者	岡山県倉敷児童相談所所長	H30.12.1～H31.3.31 H31.4.1～R2.11.30

※会長は◎

### 3 子ども・子育て会議の開催経過

開催日時	検討内容
平成30年度第1回 (平成30年12月26日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「すくすく早島 子ども・子育て応援プラン」の実績報告について</li> <li>・今年度の保健福祉事業等の活動状況について</li> <li>・第2期早島町子ども・子育て支援事業計画作成におけるニーズ調査におけるアンケート項目について</li> </ul>
令和元年度第1回 (令和元年6月28日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期早島町子ども・子育て支援事業計画作成におけるニーズ調査におけるアンケート結果について</li> <li>・第2期早島町子ども・子育て支援事業計画の骨子案と課題の抽出について</li> </ul>
令和元年度第2回 (令和元年9月5日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副会長選出</li> <li>・第2期早島町子ども・子育て支援事業計画書(第1章から第4章)(案)について</li> </ul>
令和元年度第3回 (令和元年11月29日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期早島町子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出について(報告)</li> <li>・第2期早島町子ども・子育て支援事業計画(案)について</li> </ul>
令和元年度第4回 (令和2年2月13日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案におけるパブリックコメントについて(報告)</li> <li>・第2期早島町子ども・子育て支援事業計画(最終案)について</li> </ul>

## 4 用語解説

### 【あ行】

#### 育児休業制度

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき、出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

#### 一般世帯

住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯のこと。

### 【か行】

#### 核家族

夫婦のみの世帯または、夫婦もしくはひとり親と子どもから成る世帯のこと。

#### 確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

#### 協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

#### 子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

#### 子育てコンシェルジュ

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

#### 子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする機関。「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）において、母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の改正が行われ、「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。）が新たに規定された。

### **子ども家庭総合支援拠点**

すべての子ども（と家庭及び妊産婦）等の課題に対し、子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワーク化し、相談・ソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）対応ができる拠点のこと。「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）において、市町村において、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定された。

### **子ども・子育て関連3法**

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。平成24年8月に可決・成立された。

### **子ども・子育て支援新制度**

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

### **子ども・子育て支援事業計画**

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

### **子ども・子育て支援法**

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。平成24年8月に可決・成立された。

### **子ども食堂**

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をするすることができる食堂。

## **【さ行】**

### **次世代育成支援対策推進法**

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

### **小1の壁**

近年の女性就業率の上昇等により、共働き家庭の増加が見込まれる中、保育所と比べ放課後児童クラブの開所時間が短いため、子どもが小学校に入学時に、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となることをいう。

## **新・放課後子ども総合プラン**

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取組をさらに推進する対策。

## **【た行】**

### **待機児童**

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

## **【な行】**

### **認可保育園**

児童福祉法第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育する施設。

### **認定こども園**

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

## **【は行】**

### **病児・病後児保育**

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

### **ファミリー・サポート・センター**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

### **放課後子ども教室**

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。文部科学省が所管している。

### **放課後児童クラブ**

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

### **母子保健コーディネーター**

妊娠中から産後4か月までの妊産婦の不安定な時期を中心に、様々な相談に継続的に対応する専門職。町では、子育て世代包括支援センターにおいて妊娠期から切れ目なく関わり、妊娠・出産・子育てについての相談等の支援業務を行っている。

## **【や行】**

### **ユニバーサルデザイン**

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

### **幼稚園**

学校教育法第22条に基づき「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」を目的とし、満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。

### **幼稚園の預かり保育**

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

### **要保護児童対策地域協議会**

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。児童福祉法第25条の2に規定されている。

## **【ら行】**

### **リミットスクリーン**

ゲームやスマートフォンに接する（画面を見る）時間に制限をかけること。

### **量の見込み**

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

## 【数字／英字】

### 1号認定

子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、幼稚園や認定こども園での教育を希望している子どもに該当することについて、市町村が行う認定のこと。

### 2号認定

子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病などの事由により保育所・認定こども園等での保育を必要としている子どもに該当することについて、市町村が行う認定のこと。

### 3号認定

子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳未満であって、保護者の労働や疾病などの事由により、保育所・認定こども園等での保育を必要としている子どもに該当することについて、市町村が行う認定のこと。

### I o T

Internet of Thingsの略称で、日本語では「モノのインターネット」と訳される。これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品まで、様々な「モノ」をつなげる技術。

### I C T

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。

### I C T 機器

一般にPC、プロジェクタ、デジタルカメラ等の情報機器のこと。

第2期すくすく早島 子ども・子育て応援プラン  
(第2期早島町子ども・子育て支援事業計画)

発行年月 令和2年3月

発行 早島町

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟 360-1

TEL(086)482-2483